

ふれ愛と活力豊かな、
ま ち
夢のある愛別づくり

第10次愛別町振興計画

(平成27年度～平成31年度)



愛 別 町

ごあいさつ

明治28年（1895年）、未開の地であった愛別町に開拓の鍬がおろされてから、今年で120年目を迎えました。先人たちのたゆみない努力と英知の結集によって愛別町は今日まで発展をしてきました。

昭和45年（1970年）を初年度として策定した愛別町振興計画は5年ごとに計画の見直しを行い、今回で第10次を迎えることとなりました。

平成27年（2015年）から平成31年（2019年）を実施期間と定めた本計画では、基本テーマを「ふれ愛と活力豊かな夢のある^{まち}愛別づくり」と設定し、5つの柱を主軸として計192の事業を登載しております。また、各地区懇談会での意見を取り入れた地区別計画も新たに盛り込みました。この地区別計画によって、地域コミュニティの推進を図り、更には、行政と住民が「協働」のまちづくりを実践していけるよう鋭意努力をしていきたいと存じます。

本計画の策定に当たって、貴重なご意見、ご助言を賜りました町民の皆さまを始め、熱心かつ慎重にご審議いただきました審議会委員及び議会議員各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、町民一人ひとりが「長く住み続けたい」「住んでいて良かった」と思えるようなまちづくりを実施していきたいと存じますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月

愛別町長 前佛 秀幸

【目次】

第1部【総論】

第1章 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3節 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1節 町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 歴史的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3. 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4. 経済的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2部【基本構想】

第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第1節 まちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2節 主要な指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 分野別まちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第1節 まちづくりの施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2節 分野別の実現方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1. 自然と調和する住みよい環境のまちづくり・・・・・・・・・・ 9

2. 健康で心やすらぐ福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3. 地域に息づくたくましい産業のまちづくり・・・・・・・・・・ 9

4. 心豊かに未来をはぐくむまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5. 住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり・・・・・・・・ 10

【目 次】

第3部【基本計画】

第1章 自然と調和する住みよい環境のまちづくり	11
第1節 土地利用	11
1. 土地利用	11
第2節 道路・交通	13
1. 道路・交通	13
第3節 生活環境	15
1. 住 宅	15
2. 上水道	16
3. 下水道	17
4. 公園・緑地	19
第4節 環境衛生	20
1. ごみ処理	20
2. 不快害虫対策	21
第5節 住民安全	22
1. 交通安全	22
2. 防 犯	23
3. 治山・治水	24
4. 消防・救急	25
5. 防 災	27
第6節 景 観	28
1. 花と緑のまちづくり	28
第7節 霊園・火葬場	29
1. 霊園・火葬場	29
第2章 健康で心やすらぐ福祉のまちづくり	30
第1節 社会福祉	30
1. 地域福祉	30
2. 高齢者福祉と在宅福祉	31
3. 児童福祉	32
4. ひとり親福祉	33
5. 障がい者（児）福祉	34
第2節 保健・医療	35
1. 地域保健	35
2. 地域医療	36

【目 次】

第3章 地域に息づくたくましい産業のまちづくり	37
第1節 農 業	37
1. 農 業	37
2. 特産振興	39
3. 畜 産	40
第2節 林 業	41
1. 林 業	41
第3節 商工業	43
1. 商工業	43
第4節 観 光	45
1. 観 光	45
第5節 労 働・企業誘致	46
1. 労 働・企業誘致	46
第4章 心豊かに未来をはぐくむまちづくり	47
第1節 学校教育	47
1. 幼児教育	47
2. 学校教育	48
第2節 社会教育	50
1. 社会教育	50
2. 文 化	52
3. スポーツ	53
第5章 住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり	54
第1章 参加・協働	54
1. コミュニティ	54
2. 地域間交流	55
3. 情報・通信	56
4. 行 政	57
5. 公共施設・財 政	58

【目次】

第4部 【地区別計画】

第1章 金富地区	60
第2章 厚生・伏古・協和地区	62
第3章 本町・北町・南町地区	64
第4章 愛別・東町地区	66
第5章 豊里・中央地区	68
第6章 愛山地区	70

【実行計画】	72
--------	----

【答 申】	86
-------	----

【審議会】	87
-------	----

【策定経過】	88
--------	----

第1部 【総論】

第1章 計画の目的

愛別町は明治28年（1895年）に開拓の鍬がおろされてから激動の時代を乗り越えて、多くの先人達のたゆみない努力によって平成26年（2014年）に120年目を迎え、今日まで着実に発展をしてきました。

愛別町では昭和45年度を初年度として第1次振興計画を策定し、以後5年ごとに見直しを行い、第9次振興計画（H22～H26）では、地方分権、少子・高齢化の進展、景気の低迷など、市町村を取り巻く様々な社会経済情勢が大きく変動する中、住民と行政とが一体となり協働のまちづくりに努めてきました。

平成20年からの世界同時不況や、国内での2度にわたる政権交代等、先行き不透明な社会経済情勢が、愛別町のまちづくりにも影響を及ぼしておりますが、今後も町民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力し合う協働のまちづくりを継続し、先人達から受け継いでいる豊かな自然と人の温もりを基調として、愛別町の輝きをくもらせることなく「ふれ愛と活力豊かな、夢のある愛別^{まち}づくり」を基本テーマとした第10次愛別町振興計画を策定し、まちづくりを進めていきます。

第2章 計画の構成

第1節 計画の構成

この計画は「第10次愛別町振興計画」と称し、「基本構想」、「基本計画」、「地区別計画」「実行計画」により構成されています。

～基本構想～

愛別町を取り巻く環境変化、町の特性と課題やこれまでの振興計画によって培ってきた成果や基本理念を踏まえ、愛別町がめざすべき目標を定めたものです。

～基本計画～

基本構想により基本的な施策を示すものであり、分野ごとに現状と課題を明らかにし、施策を体系的に示すものです。行政が主体となって進めるべきもののほか、民間活力への期待、国、北海道などへの要望事項なども加えた内容とします。

～地区別計画～

本計画では、各地区における課題解決のため、基本計画を基に、各地区別の計画を定め、実行計画に反映させていきます。

～実行計画～

基本計画で定めた施策の実現に向けた事業です。
優先度、効果、実施期間、事業内容、実施主体などを取り巻く環境変化やまちづくり動向に対応して、事務事業評価等により毎年度の予算編成の指針となるものです。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、実行計画については、5年間の進捗状況を明らかにし、成果の確認と事務事業の継続的な見直しを行なっていきます。

第3節 計画の性格

この計画は、愛別町の自然、風土などの特性を生かし将来への目的を設定し、その目標実現のための施策の方向を明らかにするものであり、国、北海道などの計画との調整を図り、各種計画や諸施策は、この計画に準拠して策定、実施されるものです。

第3章 計画策定の背景

第1節 町の概況

1. 歴史的条件

愛別町は、明治28年70戸で構成された和歌山県人の金富農場への移住をはじめ、岐阜県人・愛知県人の伊香牛（現愛別、東町地区）、中愛別（現豊里、中央地区）への団体移住者により、開拓の鍬がおろされました。

その後、他県からの入植者が次第に増加して村落を形成し、明治30年8月1日に鷹栖村の東北部と永山村の東部を分割して愛別村が誕生し、戸長役場が設置されました。

明治39年には二級町村制が施行され、大正13年には上川村を分村、昭和12年には一級町村制が施行され、幾多もの自然災害を乗り越え、稲作を核に農業を産業の中心とする純農村として繁栄を続け、昭和36年8月1日町制が施行されました。その後、高度経済成長に伴う産業構造の変化や米の需給調整施策などによる、都市への人口流出が誘因となり、過疎化に転じてきましたが、きのこの施設栽培、肉牛などの畜産の導入により米単一経営からの脱皮を図り、地域産業は伸長してきました。そして、平成26年には開拓以来120年の歴史を迎えています。

2. 自然的条件

愛別町は、東経142度30分42秒～東経142度46分40秒、北緯43度49分30秒～44度01分36秒に位置し、北海道のほぼ中央で上川盆地の東北端の大雪山麓に位置し、その面積は249.71km²を有しています。

地勢は、周囲が山林に囲まれ、標高が平地で海拔200m程度であります。山間地では1,000mを超えるところもあります。また、大雪山に源を発する石狩川が、大小の支流を合流し、東西に貫流しています。

総面積の82%が山林、原野で占められていて、耕地は石狩川及び愛別川の流域の平地を中心に広がっています。土壌は、石狩川の流域に沖積層からなる低台地帯と洪積層からなる高台地帯があり、低台地帯は上質な砂壤土が大半で、土壌も肥沃です。高台地帯は埴土が殆どであり、起伏の多い傾斜地は畑、平坦地は水田として利用されています。

気候は、北海道の内陸部に位置するため大陸性気候であり、気温は年間平均気温

6. 0℃前後で、夏は30℃以上、冬は氷点下20℃以下になることも度々あり、寒暖の差が激しく、また、年間降水量は800mm前後、降雪量は6m前後で季節感も明瞭で四季折々の様々な自然を楽しめる気候条件にあります。

3. 社会的条件

愛別町の人口は、昭和34年の10,094人をピークに以後年々減少し、特に昭和40年から昭和50年は、高度経済成長期の産業構造の変化により多くの離農者と若者層が都市へ流出したため26.8%（2,328人）の急激な減少がありました。引き続き人口流出は継続しており、近年の状況は平成12年から平成22年には18.1%（737人）となっており、人口減に歯止めが効かない状態が続いています。

一方、65歳以上の高齢者比率は昭和60年15.1%（812人）、平成7年24.3%（1,051人）、平成17年33.5%（1,254人）、平成22年37.7%（1,255人）、と増加傾向にあります。

産業別人口は、平成22年度国勢調査によると、就業者総数1,585人のうち第1次産業就業者503人（31.7%）、第2次産業就業者266人（16.8%）、第3次産業就業者816人（51.5%）であり、平成17年度国勢調査と比較すると、第1次産業、第2次産業でそれぞれ2.2ポイントの減少、第3次産業は4.4ポイント増加しています。

農業については、消費動向における生産地や生産者への感心は高まっていますが、農業経営が厳しく農家戸数、農業人口とも減少を続け、農業センサスによると、平成17年から平成22年では農家総数221戸（86戸減）、うち第1種兼業農家51戸（54戸減）、第2種兼業農家93戸（9戸減）、農家人口615人（319人減）となっており、特に第1種兼業農家の減少が著しくなっています。

工業については、平成24年工業統計によると、従業員規模4人以上の事業所は6社、従業員数91人、製造品出荷額は12億7,571万円となっています。

商業については、平成19年商業統計によると、卸売業と小売業を合わせて42店、従業員数128人、年間販売額30億5,450万円であり、モータリゼーションの発達により、旭川市郊外の大型店へ購買力が流出を続けています。

交通通信関係では、町道の実延長は281.1km、改良率27.7%、舗装率24.7%となっています。高規格幹線道路の開通に伴い、町道への自動車交通の増加に伴う道路、交通安全施設整備が求められています。

住宅建設等については、公営住宅47棟220戸、特定公共賃貸住宅11棟29戸、勤労者住宅3棟26戸、子育て住宅1棟4戸、産業振興住宅等6棟14戸、教員住宅10棟15戸、職員住宅14棟16戸が供用されています。

現在は、平成22年度の住生活基本計画、平成22年度の公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を行っており、今後は新たな住宅整備計画の策定が必要です。

教育施設については、町立の幼児センター1施設、小学校1校、中学校1校と道立高等養護学校1校があります。

医療施設については、町立診療所と民間歯科医院1院があります。

社会教育、文化、体育、福祉施設については、総合センター、農村環境改善センター、宿泊研修施設（研修館サンライズ）、B&G海洋センター、トレーニングセンター、愛別町総合スポーツ公園（あいべつ球場、ゲートボール場、テニスコート、ファミリースキー場、石狩川親水緑地公園）、きのこの里パークゴルフ場、老人福祉センター、特別養護老人ホーム、グループホーム、高齢者生活福祉センター、グループハウス、共生型多機能施設、共生型交流館、郷土芸能伝承館、蔵KURARAら、各地区に公民館分館、コミュニティ施設等が整備され充実が図られていますが、老朽化による施設修繕ならびに管理継続の見直し等協議を進めていく必要があります。

生活環境施設については、上水道は行政区域内人口3,195人に対して給水人口2,709人で普及率84.8%であり、下水道（浄化槽を含む）については汚水処理率80.8%であります。公園については愛別町公園（北町公園、愛別公園、愛別町ふれあい通り、せせらぎ公園、農村公園）、あいべつリバーフロントパーク、きのこの里あいべつオートキャンプ場が整備され、今後は入込み者数を検討し事業を進めていく必要があります。

4. 経済的条件

愛別町は、恵まれた土地資源を背景に地域の気象条件を生かし、水稻・きのこ・畜産を主体として営み、経営規模の拡大や設備投資に努め、基幹産業を振興してきました。しかし、近年の消費動向の変化、農産物の輸入増加、価格の低迷、生産の抑制等構造的不況が続くなか、農業経営者の高齢化や後継者不足等、今日の農業や農業社会を取り巻く環境は、更に厳しさを増しており、時代のニーズに即した農業経営や農業展開の強化に努める必要があります。

商業においては、人口減少やモータリゼーションの進展による購買行動範囲の拡大、通信販売およびインターネットの普及や郊外への大型店の出店など、環境の変化が続いています。しかし、高齢者にとっては、地域の商店街に対する依存度は高まるなど、地域生活に密着した商業サービスの充実・強化を推進する必要があります。

また、工業においても、木材工業、コンクリート製品製造業がありますが、長引く景気の低迷により経営は厳しさを増しています。地域産業の振興を図るために、情報提供や組織活動等への支援を推進する必要があります。

第2部【基本構想】

第1章 基本的な考え方

第1節 まちづくりの方向

愛別町は明治28年(1895年)に開拓の鉞がおろされてから激動の時代を乗り越えて、多くの先人達のたゆみない努力によって平成26年(2014年)に120年目を迎え、今日まで着実に発展をしてきました。

平成20年からの世界同時不況や、国内での2度にわたる政権交代等、先行き不透明な社会経済情勢が、愛別町のまちづくりにも影響を及ぼしております。

愛別町は、「豊かな自然」「思いやりの心」「郷土愛」によって築きあげられ、町民一人ひとりが、「まちをもっと良くしたい」、「一生住み続けたい」との思えるようなまちづくりを推進していかなければなりません。

このことから、町民と行政が一体となり、時代の流れを的確にとらえ、広く町民の声を聴きながら、協働のまちづくりを継続し先人達から受け継いでいる豊かな自然と人の温もりを基調として、愛別町の輝きをくもらせることなく、

これからの基本テーマを

『ふれ愛と活力豊かな、夢のある^{まち}愛別づくり』

として、まちづくりを推進します。

この基本テーマである「ふれ愛と活力豊かな、夢のある^{まち}愛別づくり」を達成するために、次の5つの項目を設定し、まちづくりの諸分野のめざす実現方向とします。

- (1) 自然と調和する住みよい環境のまちづくり
- (2) 健康で心やすらぐ福祉のまちづくり
- (3) 地域に息づくたくましい産業のまちづくり
- (4) 心豊かに未来をはぐくむまちづくり
- (5) 住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり

第2節 主要な指標

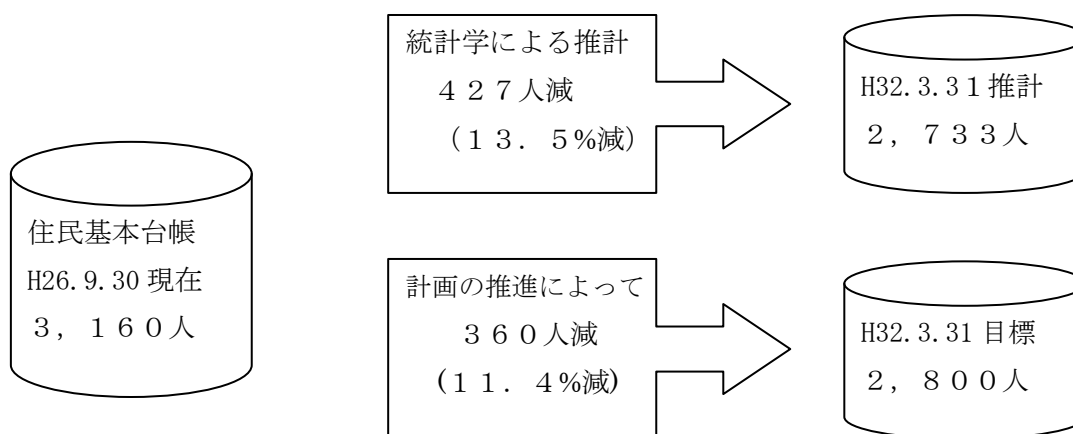
今後のまちづくりの指標として、本計画の目標を設定します。

(1) 総人口

愛別町の人口は、昭和34年の10,094人をピークに減少を続けています。人口の減少は、かねてから「地方」の持つ大きな課題であり、少子高齢化は、地域の活力に影響を及ぼしています。

これからの愛別町のまちづくりによる生活環境の整備や保健福祉の充実、定住促進と産業振興、子育てや学習環境の充実など、人口流出の抑制や増加の施策を展開し、平成31年度の目標人口を2,800人とします。

●愛別町の目標人口（平成31年）



※ この人口推計は、平成22（2010）年の国勢調査を踏まえ、***コーホート要因法**を用いて算出しています。

*コーホート要因法とは、男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法です。

(2) 年齢3区分人口

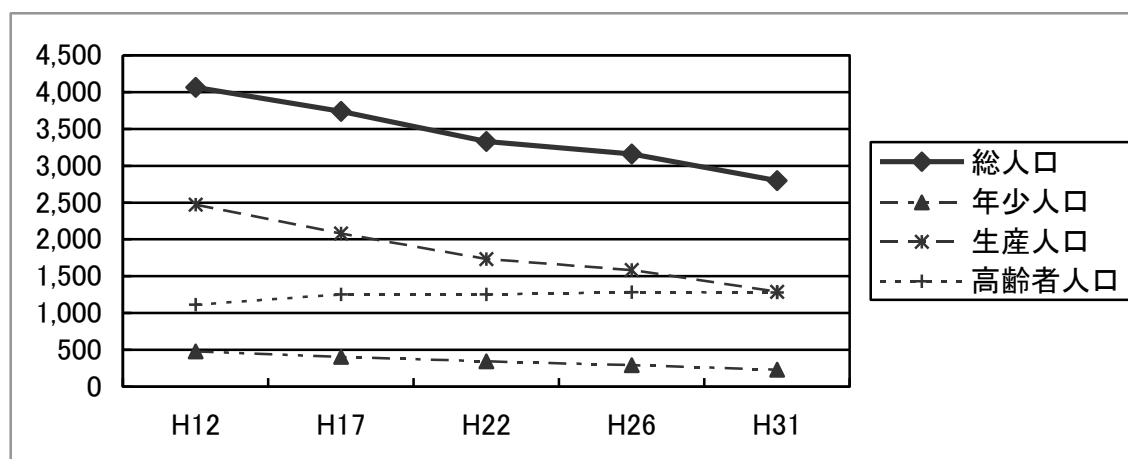
高齢化と少子化が進展していることは避けられない現状です。しかし、地域活力を維持するためには、若者の就労の場づくりや居住環境の整備、子育て環境の強化、教育環境の整備などを行い、子育て世代に対応した対策と高齢者が生活しやすい環境づくりとの調和を図り、「三世代が住みやすいまちづくり」を進めていきます。

●愛別町の人口と人口構成の推移

(単位:人)

区 分	H12 国勢調査	H17 国勢調査	H22 国勢調査	H26 住民基本台帳 (H26.9.30)	H31 目 標 (H32.3.31)
総人口	4,065	3,739	3,328	3,160	2,800
年少人口 (14歳以下)	479	404	342	293	230
生産人口 (15~64歳)	2,470	2,081	1,731	1,582	1,290
高齢者人口 (65歳以上)	1,116	1,254	1,255	1,285	1,280

(単位:人)



第2章 分野別まちづくりの方向

第1節 まちづくりの施策体系

第9次愛別町振興計画を継承し、基本テーマである「ふれ愛と活力豊かな、夢のあるまちづくり」の実現に向け、町民が愛別町での「暮らしやすさ」や「人の温もり」を実感できるようになることと、この地域ならではの「豊かな自然環境」に気づき、楽しむことが大切です。

基本構想の5つの施策体系である「自然と調和する住みよい環境のまちづくり」「健康で心やすらぐ福祉のまちづくり」「地域に息づくたくましい産業のまちづくり」「心豊かに未来をはぐくむまちづくり」「住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり」について、計画的に施策の展開を図ります。

第2節 分野別の実現方向

(1) 自然と調和する住みよい環境のまちづくり

【土地利用、道路・交通、生活環境、環境衛生、住民安全、景観、霊園・火葬場】

愛別町の自然は、町民共有のかけがえのない財産であり、次世代に継承していかねばなりません。今後も、この豊かな自然環境を大切にしたい、安全で快適な環境を整備し、自然と調和する住みよい環境のまちづくりを進めます。

(2) 健康で心やすらぐ福祉のまちづくり

【社会福祉、保健・医療】

子どもから高齢者まで、安心して健やかに暮らすことができる「まち」は、町民の共通した願いです。少子高齢化が急速に進む中で、健康の保持・増進と病気の予防や早期発見の保健活動の充実を図り、町民一人ひとりが安心して住むことができるよう、人と人、人と地域のつながりを持てる社会を構築し、健康で心やすらぐ福祉のまちづくりを進めます。

(3) 地域に息づくたくましい産業のまちづくり

【農業、林業、商工業、観光、労働・企業誘致】

愛別町においても、経済情勢は厳しい状況にあります。地域の産業の振興や雇用の拡大につながるよう支援し、愛別町の産業が元気になり雇用が生まれ、新しい時代の価値観にしっかりと応えられる、安全で安心な良質な農畜産物を安定供給できるよ

う、地域に息づくたくましい産業のまちづくりを進めます。

(4) 心豊かに未来をはぐくむまちづくり

【学校教育、社会教育】

愛別町の豊かな自然と郷土愛を基盤に、学校・家庭・地域社会が十分連携し、教育・文化・スポーツ活動などの幅広い体験機会の充実を図り、心豊かに未来をはぐくむまちづくりを進めます。

(5) 住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり

【参加・協働】

町民が住み続けたいと思えるまちにしていくためには、町民と行政が情報の共有を図り、地域のつながりを大切にした地域コミュニティを推進しなければなりません。

効率的且つ健全な行財政運営を図り、住民の参加と協働で温もりのあるまちづくりを進めます。

第3部【基本計画】

第1章 自然と調和する住みよい環境のまちづくり

第1節 土地利用

1. 土地利用

【現状と課題】

愛別町は、豊かな自然環境と肥沃な土地に恵まれています。土地は限られた資源であり、この土地利用のあり方は、自然環境を保全しつつも、地域の社会的、経済的および文化的な背景に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展に大きく関わりがあるため、町民の豊かな生活や地域産業発展につながる土地利用を進めていくことが大切です。

愛別町では、人口の減少や少子高齢化による過疎化が進む中、暮らしやすさを求め、市街地への機能の集積や集落地における生活・産業の両面において快適な居住環境づくりが求められています。

農業地域については、農業振興地域整備計画に基づき適正に土地利用を進めていますが、最近の厳しい農業情勢は深刻であり、農業経営者の高齢化と担い手不足による離農に伴い、遊休地や荒廃地の発生が懸念される現状下、優良農地の確保による、農業経営の安定的発展の推進が必要です。

住宅地域については、過疎化の進行により市街地においても空き地がみられ、既存住宅地の整備を推進するとともに、地域コミュニティの形成等に配慮しながら、新住生活基本計画による居住環境の計画的な整備が必要です。

森林地域については、愛別町の総面積の約8割を占め、地球環境問題の高まりなど森林の持つ多様な公益的機能を生かし、豊かな森林の確保と整備が必要です。

土地利用にあたっては、自然環境との調和を図りつつ計画的且つ有効な利用の推進が必要です。

【基本方針】

住民の快適で安全な生活環境と活力ある産業の展開が図られ、自然と調和した総合的・計画的な土地利用を推進していきます。

【主要施策】

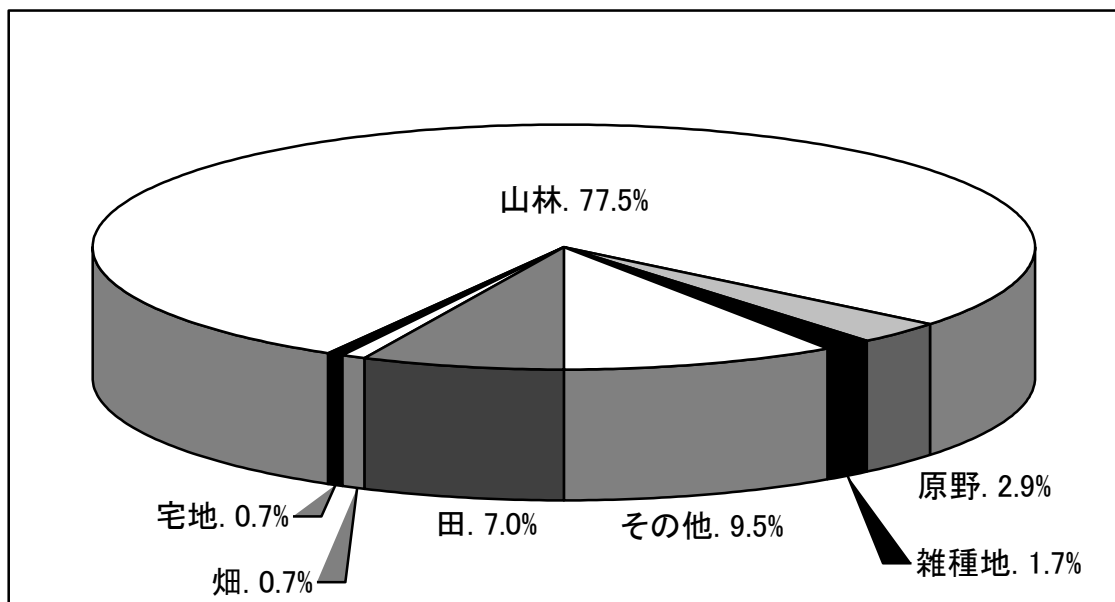
1. 農業振興地域整備計画に基づく、優良農地の確保と生産基盤の整備
2. 未利用地の利活用と優良宅地の確保
3. 森林環境の保全

土地利用の状況

(単位：h a . %)

地目	農 地			宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
	田	畑	計						
地 積	1,749	182	1,931	186	19,364	712	418	2,360	24,971
面積比	7.0	0.7	7.7	0.7	77.5	2.9	1.7	9.5	100

(資料：平成26年固定資産概要調書)



第2節 道路・交通

1. 道路・交通

【現状と課題】

愛別町の交通体系は、旭川～網走を結ぶJR石北本線、国道39号線と、道道は下川愛別線、愛別当麻旭川線、比布愛別停車場線、中愛別上川線、愛山溪上川線、愛別インター線の6路線があり、平成25年度現在、町道363路線がこれらと結びあって交通体系を構成しています。

平成25年度末には、旭川紋別自動車比布JCTから丸瀬布ICまでの約80kmが開通し、愛別町も高速化の時代を迎え、早期の全線開通が望まれます。

国道は、31.8kmで舗装済みとなっていますが、車社会の進展に伴い、地域を越えた行動範囲の拡大、輸送の増大による道路機能の低下が懸念されています。これらに対応するために路線の整備、歩道の整備幅を図るとともに渋滞のない道路空間が必要です。

今後は、高速化と安全性の視野に立ち、道路整備の更なる推進が必要であるため、高規格幹線道路の全線開通が望まれ地域産業経済の活性化に期待が寄せられています。

道道では、主要道道下川愛別線、愛別当麻旭川線が21.8kmで舗装済みとなっており、一般道道の4路線は延長8.8kmの内7.3kmが舗装済みとなっていますが、中愛別上川線は現在改良工事が進められています。

町道は、延長250.82kmとなっており、各省庁関係の補助制度を有効に活用しながら年次計画で道路整備を行っています。農道の町道への昇格に伴い、改良率24.75%、舗装率29.74%となっています。

簡易舗装（防塵舗装）区間は、冬期の凍結による被害が特に市街地に多く、今後は路盤改良により年次的な整備が必要です。

地域住民の生活基盤となっている道路、橋梁、トンネル等の公共土木施設維持管理水準の設定を行い、施設点検及び施設の長寿命化修繕計画の策定が必要です。

冬期間の安全な交通を確保するため、国道、道道の全路線及び町道119路線、延長128.3km、歩道10路線、延長11.7kmの除雪を行っています。町内の除排雪体制については、生活道路、通学路の確保を図り、関係機関との連携により住民の要望に沿った対応に努め、住民の理解と協力を得ながら、冬期間の安全確保対策の推進が必要です。

公共交通については、主に、JR、道北バス3路線、町営の路線バスの3機関5路線が運行されています。このうち町営バスは、昭和59年に道北バスが廃線したルートである協和線を引き継ぎ、町民の交通手段を確保する目的で運営されてきました。

しかし、地域の少子高齢化の進行、生活形態や自動車の普及等の変化により、現在の運

行状況が住民のニーズや地域事情にそぐわないものとなっており、平成25年度に見直しを行い、予約型のデマンドバスとして平成26年度より運行体系を変更しております。

【基本方針】

安全で快適に通行ができ、且つ安らぎを感じる生活空間と親しみと潤いのある道路環境づくりのため、国、北海道と連携を保ちながら道路整備を進めます。

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修繕管理に努めます。

公共土木施設の定期点検を行うことにより、第三者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努めます。

冬期間の交通確保を含め、スタッドレスに対応した管理体制の確保に努めます。

公共交通については、引き続き、公共交通会議等において見直しを検討し、より良い公共交通体系の実現や、バスセンターの整備等、環境づくりに努めます。

【主要施策】

1. 町道の道路維持、冬期除排雪による通行の確保
2. 間口除雪による高齢者等の住みよいまちづくり
3. 町道の改良事業及び公共土木施設の修繕・維持管理による長寿命化の推進
4. 地域公共交通の推進
5. 省エネルギー化の推進

第3節 生活環境

1. 住 宅

【現状と課題】

住宅は健康で快適な生活を営めることが基本であり、適正な規模と居住性・構造的に優れた安心・安全な住宅の確保が必要です。

愛別町は、民間借家の依存が低く、公営住宅等の公的借家が殆どです。

また、民間による住宅着工戸数は減少傾向にあり、産業振興と定住化の促進を図るうえからも住宅建設とともに省エネ改修及びバリアフリー改修等のリフォーム市場の環境整備が必要です。

子育て世帯、高齢化に伴う独り暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加など、ライフスタイルに合った住環境の整備が必要です。

【基本方針】

現在、愛別町住生活基本計画及び愛別町公営住宅等長寿命化計画を基に住宅施策を推進しており、平成25年度から実施している公営住宅等の建て替えや、例年実施している維持補修により長寿命化を図ります。

平成27年度に二つの計画の見直しを行い、適正な管理戸数・住宅規模の設定をし、計画的な整備を進めます。

また、定住促進および産業振興のための方策としても住環境の整備と住宅政策の拡充を図ります。

【主要施策】

1. 多様化する家族構成に応じた公共賃貸住宅の規模・戸数の確保
2. 居住水準の向上及び建物の長寿命化を図るため公営住宅等の計画的な建て替え及び改修の推進
3. 持ち家の建設及び改修等を促進するため、民間住宅への助成の検討
4. 産業の振興と定住促進のための住宅政策の拡充
5. 空き住宅等の情報提供
6. 省エネルギー化の推進

2. 上水道

【現状と課題】

町の水道事業は石狩川の伏流水を水源として平成元年度から平成7年度までの統合簡易水道施設整備事業により施設が整備され、安全で良質な水道水を供給してきました。

しかし、一部電気機械設備の老朽化、また、昭和49年前後に布設された配水管についても老朽化による漏水が多発する状況であるため、平成23年度から10年計画で浄水場設備及び配水管の更新事業を実施しています。今後も水道水の安全供給を確保するために施設の老朽化への対応、災害対策等の充実など、水需要が減少することが予想される中で効果的、効率的な事業推進と、健全且つ安定した会計運営の取り組みが必要です。

また、給水区域内の地下水等利用者の水道への加入を促進し、普及率、有収水量の増加にも努力しなければなりません。

【基本方針】

安全で良質な水道水を安定的に供給するための維持管理に重点をおきながら、危機管理への対応に取り組み、効率的な水道施設への更新事業を進めます。

【主要施策】

1. 未加入者の加入促進
2. 適正な水質管理・施設維持・運転管理体制の徹底
3. 上水道施設の更新・機能向上による有収水量の増加
4. 省エネルギー化の推進

上水道給水関係

(単位：人、%)

年度	行政区域内人口（人）	給水区域内人口（人）	現在給水人口（人）	給水普及率（%）
H21	3, 4 4 6	3, 3 7 9	2, 8 9 3	8 3. 9 5
H22	3, 3 4 4	3, 2 8 6	2, 8 1 4	8 4. 1 5
H23	3, 3 0 4	3, 2 4 8	2, 8 0 4	8 4. 8 7
H24	3, 2 6 4	3, 2 0 7	2, 7 7 3	8 4. 9 6
H25	3, 1 9 5	3, 1 3 9	2, 7 0 9	8 4. 7 9

3. 下水道

【現状と課題】

快適な生活環境と公共水域の水質保全を図るために、下水道事業及び浄化槽の普及により生活雑排水対策を進めることが極めて重要な行政課題となっています。

下水道による本町・北町・南町・東町地区の水洗化率も平成25年度末で92.1%となっており、また、下水道区域以外の浄化槽対象地域につきましても平成25年度末で62.2%となっています。

愛別町全体の汚水処理率は80.8%となっており、残り約19%についても早急に水洗化に合わせ汚水処理の促進が必要です。

し尿及び浄化槽汚泥については、比布町、当麻町、愛別町の3町により大雪浄化組合を組織し、比布町に施設を設置し共同処理を行っています。

公共下水道の整備により、し尿の収集は年々減少していますが、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の収集量は年々増加しています。

(下水道)

下水道については、管路及び終末処理場の適正な維持管理に努め、終末処理場から排出される処理水の水質を良好な状態で維持し、豊かで美しい自然を守り、きれいなまちづくりに努め、未来を担う人々へ大きな財産として残すことが必要です。

下水道施設については、終末処理場の第1期改築更新事業が完了し、今後は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点をふまえて、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策を含めた第2期改築更新事業を実施していきます。

(浄化槽)

下水道により整備できない地域については、平成7年度から浄化槽設置整備事業を実施しており、今後においても継続して推進する計画であります。平成31年には290基を目標に設置補助を続け維持管理経費についても適切な補助が必要です。

【基本方針】

(下水道)

下水道施設の維持、保守点検の強化を図り、また、下水道施設の長寿命化対策により公共水域の水質保全に努めます。

(浄化槽)

計画的に設置基数を増加させ、維持管理についての指導に努めます。

【主要施策】

1. 下水道の未加入者への加入促進
2. 終末処理場の設備の改築更新
3. 下水道施設の適正な維持管理
4. 下水道施設の長寿命化対策
5. 浄化槽の計画設置の推進
6. 浄化槽維持管理への補助
7. 省エネルギー化の推進

汚水処理関係

(単位：人、%)

年度	人口 A	区域内人口 B	水洗化済人口 C	区域内水洗化率 C/B×100	普及率 B/A×100	浄化槽対象人口 D	浄化槽設置世帯 E	浄化槽設置人口 F	浄化槽普及率 F/D×100	愛別町汚水処理率 (C+F)/A×100
H21	3,446	2,107	1,924	91.3	61.1	1,339	266	740	55.3	77.3
H22	3,344	2,056	1,865	90.7	61.5	1,288	272	732	56.8	77.7
H23	3,304	2,049	1,880	91.8	62.0	1,255	278	731	58.2	79.0
H24	3,264	2,030	1,859	91.6	62.2	1,234	284	725	58.8	79.2
H25	3,195	1,980	1,824	92.1	62.0	1,215	315	756	62.2	80.8

※E欄 浄化槽設置基数は、補助事業以外の設置を含む

F欄 浄化槽設置人口は、補助事業以外の設置者を含む

浄化槽設置

(単位：基)

年度	設置数	年度末設置数
H21	4	249
H22	6	255
H23	3	258
H24	3	261
H25	4	265

4. 公園・緑地

【現状と課題】

自然豊かな本町においても、住みよい生活環境を創造するため、本町地区にはふれあい通り、南町地区には親水緑地公園、北町地区には総合スポーツ公園や農村公園、石の彫刻公園、愛山地区にはせせらぎ公園やきのこの里あいべつオートキャンプ場など、多くの公園等が整備されています。

また、住宅街にはそれぞれ地区公園もあり、憩いと潤いあふれる住環境づくりに寄与しています。

中央地区のリバーフロントパークは、きのこの里パークゴルフ場を核として開設していますが、農村と都市住民との交流の場として、施設の充実を図ることが必要です。

更に、石狩川愛別頭首工管理棟周辺の公園整備は、各種団体の支援や協力をいただきながら、樹木の植栽を中心に整備を進めています。

【基本方針】

町民の生活満足度向上及び心安らぐ生活環境づくりに向けた、公園設備の充実に努めるとともに施設の老朽化に伴う改修等を計画的に行い施設の長寿命化を図ります。

豊かな自然環境を生かしつつ、町民の生活環境向上のため、効果的な整備と、地区公園については町民の方々との協働を進めながら適正な維持管理に努めます。

【主要施策】

1. 公園施設の活用と適切な維持管理の推進
2. 省エネルギー化の推進

第4節 環境衛生

1. ごみ処理

【現状と課題】

私たちは日常生活をするうえで様々な廃棄物を排出してしまいます、この廃棄物を適正に処理しないと環境に大きな負荷を与え、次世代にまで負担を残してしまうこととなります。このことから、ごみ処理は、単に排出された廃棄物を焼却して埋め立てるということではなく、排出抑制、再利用、再生利用によって、廃棄物の減量化を促進し、物質の循環を基調とした自然環境への負荷の少ない循環型社会の形成を構築する必要があります。

当町のごみ処理については、昭和48年から愛別町外3町塵芥処理組合を設立し、平成10年に新しい施設に建て替えを行い適正に処理しています。また、容器包装リサイクル法の施行により、リサイクルへの取り組みの必要性が高まったことから平成11年よりリサイクルセンターの共用を開始しています。

循環型社会の形成するためには、私たちの日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、町民・事業者・行政の協働による、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要であります。今後とも、循環型社会形成のため家電、容器包装、食品、建設資材、小型家電、繊維リサイクルの実行に繋がる意識啓発の高揚を推進していくとともに、いまだに見受けられる不法投棄については抑制のために定期的な巡回を実施して防止に努めます。

【基本方針】

ごみの適正な処理を推進し、循環型社会のために、ごみの分別及び資源ごみ収集の必要性を周知徹底し、一般廃棄物排出の抑制、減量化及び再資源化を積極的に図り、町民・事業者・行政の協働により推進し、一層の理解と協力を得て、快適な生活環境の確保に努めます。

【主要施策】

1. ごみ5分別収集の徹底、*リデュース、*リユース、*リサイクルの普及啓発
2. 快適で美しく清潔な居住環境を整えるため、ごみステーションの適正な管理の推進
3. 不法投棄防止の巡回、啓発活動

*リデュースとは廃棄物が出る量を減らすこと

*リユースとは「再使用」により資源を有効活用すること

*リサイクルとは分別回収により別の材料として「再利用」すること

2. 不快害虫対策

【現状と課題】

近年の気候の変化に伴い、これまではあまり見られなかった「マイマイガ」、「クスサン」等の不快害虫が年数をおいて大量に発生する状況となっています。

こうした不快な害虫が大量に発生すると、夜間に街路灯などの明るい場所に集まり、その死骸による悪臭などにより周辺の住民及び通行人等に不快感を与えてしまいます。

【基本方針】

夜に照明に多数飛来する虫には多種多様な昆虫がいます。野外に生息する昆虫たちは、生態系の多様性を構成する一員ですので、むやみに駆除しないことが良いのですが、あまりにも大量な発生が見られる場合には防除の対象としなければなりません。

【主要施策】

1. 道路照明灯などを水銀灯から誘虫性が低いとされるLED灯への改修
2. 大量発生を抑えるための幼虫・成虫及び卵塊の駆除
3. その他、誘蛾灯や害虫忌避剤など不快害虫を寄せ付けない対策

第5節 住民安全

1. 交通安全

【現状と課題】

余暇時間等の増大により、自動車は大変便利であり、様々な用途で使用する機会が増えていますが、それに伴い交通事故に遭遇する危険性が高まっています。

北海道内での交通事故死については、警察・関係機関・団体等による努力で平成17年以降全国ワーストワン返上という記録を続けていますが、依然として高い死亡者数となっており、近年は特に高齢者の事故が増加傾向にあります。

当町における交通安全対策は、交通安全推進協議会を中心に警察、交通安全指導員による、婦人部、老人クラブ、幼児センター、各学校での交通安全教室の開催等により交通安全の啓蒙運動を展開しており、今後も関係機関と連携して計画的に継続し実施していくことが重要です。

【基本方針】

町民一人ひとりが交通事故に遭わない、起こさない「交通事故のない社会の実現」に向け、関係機関と連携して交通安全教育を推進し道路交通環境の整備、交通安全意識の向上に努めます。

【主要施策】

1. 町民が自発的に参加し、自分の命は自分で守る交通安全運動の取り組み
2. 町民一人ひとりの一声運動の取り組み
3. 警察と交通安全指導員による幼児センター、各学校、婦人部、老人クラブ、各職場、地域等での交通安全教育の推進
4. 高齢者事故防止・自転車走行ルールマナーアップ、シートベルト全席着用、スピードダウン運動、飲酒運転根絶、居眠り運転防止、デイ・ライト実践の7大セーフティキャンペーンの促進
5. 町広報誌、交通安全家庭新聞等による交通安全情報の提供及び啓蒙活動

愛別町の交通事故発生状況

(単位：件、人)

区分 \ 年	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
発生件数	1 0	7	5	6	6
死 者	0	0	0	1	0
傷 者	4	1 1	8	5	1 2

2. 防 犯

【現状と課題】

近年、全国的に発生しているオレオレ詐欺事件をはじめとする、犯罪の発生が増大傾向にあります。

愛別町でも、事務所荒らしや車上荒らしによる盗難、オレオレ詐欺等の被害件数が増加傾向にあり、このような犯罪を防ぐには、警察・防犯協会・家庭・学校・地域住民が一体となった防犯活動の推進が必要です。

【基本方針】

犯罪等を未然に防ぐため、防犯体制の充実と、住民一人ひとりが知識を身に付け、町全体の意識の向上が必要であり、防犯に対する各種活動を行います。

【主要施策】

1. 学校・家庭・地域における防犯意識の高揚と防犯活動の推進
2. 防犯協会、地域防犯連絡所（かけこみ110番を含む）との連携による防犯体制の整備
3. 夜間の防犯・犯罪防止のための防犯灯、街路灯の点検整備

3. 治山・治水

【現状と課題】

愛別町の河川は、石狩川水系として1級河川の愛別川、パンケ川、狩布川、パンケムナイ川の4河川と50普通河川があります。

治水は、国土を保全し水害から生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活を実現するうえで、最も優先されるものです。

近年の様々な地域開発に伴い、土地利用形態は大きく変化してきており、洪水が発生したときに大きな被害をもたらすことが懸念されます。

大雪ダム及び愛別ダムの完成以降、愛別町においては大きな水害は発生しておりませんが、災害はいつ発生するか予想できず、普段の治水対策が求められます。

普通河川についても部分的には整備されていますが、まだまだ不十分であり、今後とも河川環境に配慮し、関係機関及び地域住民と連携を保ちながら、継続的な整備及び維持管理の努めが必要です。

また、もろく崩れやすい山地、山麓においては地すべり、崖崩れに対する対策など、より一層の治山対策が必要です。

【基本方針】

町民が安全で快適な生活を営むためには、水害、土砂の流出崩壊などによる災害を防止する治山治水事業は極めて重要です。

石狩川・愛別川堤防の*完成断面への整備促進と水防重点箇所永久護岸の早期実施を強力に要請していきます。

地区毎に河川愛護組合等における災害防止を推進し、更に森林の水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、保安林の目的に沿った森林機能を確保するために適正な管理に努めます。

【主要施策】

1. 石狩川・愛別川堤防の完成断面への整備と、水防重点箇所の永久護岸工事早期実施の要望
2. 河川愛護団体の育成強化
3. 普通河川の防災・減災に対応する管理及び維持の推進
4. 災害発生箇所の把握と早期復旧
5. 保安林の適正な管理

*完成断面 災害に対応するために必要とされる設計上の堤防の大きさ

4. 消防・救急

【現状と課題】

町の消防体制は、平成18年の国の広域化に関する「基本指針」、道の「北海道消防広域化推進計画」の推進に伴い組織改編が行われ、平成26年3月末にて「上川中部消防組合（上川町・愛別町・当麻町・比布町・鷹栖町）」が解散、4月に周辺2町（当麻町・比布町）と共に「大雪消防組合（美瑛町・東川町・東神楽町）」に編入し、組織及び施設・設備等の充実強化を図り、火災の予防や消火はもとより、救急・救助等により各種災害の対応など、地域住民の安心・安全の確保に努めています。

「自らの地域は自分で守る」の精神から、地域に密着した消防団の役割が重要であり、地域防災力の強化が求められているところです。人口の減少と高齢化に伴う消防団員の確保が難しい現状ですが、組織の充実化を推進し、円滑な業務遂行への努めが必要です。

消防施設については、平成24年度にホース乾燥塔の耐震強化工事が実施され、地震発生時の倒壊危険への排除がなされました。さらに、平成25年度に第1分団ポンプ自動車水槽付ポンプ自動車へと更新しさらなる強化がなされましたが、今後も老朽化した消防車両の更新、消防水利の整備が必要です。平成28年には、消防救急無線のデジタル化が完全実施されることから、平成27年度末までの運用開始に向けて、引き続き体制の整備に努めています。

【基本方針】

住民が安心して暮らせるよう、防災意識の高揚を推進し、各種災害に備えた消防体制及び施設・設備の整備に努め、消防力の向上を図ります。

救急業務の高度化を推進し、高規格救急自動車及び高度救急資機材の更新、更には救急救命士や救急隊員の資質の向上を図り、救急救命率の向上に努めます。

【主要施策】

1. 町民への防火広報や防火訓練機会の充実と住宅用火災警報器の早期全戸設置に向けた取り組みを図り、各防火関係団体の育成推進
2. 消防団員の適数の確保及び各種機械・器具の操作訓練、知識技術の習得の推進
3. 消防職員体制の充実強化及び業務の円滑化の推進
4. 災害に備えた消防施設（施設・消防車・無線・水利）の整備
5. 救命率を高めるための救急体制の充実及び救急救命士の確保と救急隊員の教育研修の推進
6. 町民対象の救急講習会開催の推進

火災発生推移（1／1～12／31）

（単位：件）

年 区分	H21	H22	H23	H24	H25
発生件数	2	1	2	4	6

救急件数の推移（1／1～12／31）

（単位：件、人）

年 区分	H21	H22	H23	H24	H25
発生件数	184	167	155	184	165
搬送人数	174	169	150	178	159

5. 防 災

【現状と課題】

愛別町は周囲を山に囲まれ、中山間地域となっており、中小河川が巡っています。

近年は、台風や地震による大きな災害はなく、災害の少ない安全で住みよいまちですが、一方で、局所的な大雨による中小河川の増水など、気象状況が年々変化しており、突然襲ってくる自然災害に対応するために、様々な災害対策を講じ、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、或いは最小限の被害に止めることが必要です。

【基本方針】

愛別町地域防災計画を適宜見直し、気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を計るため災害予防及び防災思想の普及に努めます。

【主要施策】

1. 愛別町地域防災計画に基づき、住民の防災意識の高揚
2. 防災資機材等の整備、購入
3. 地域の実情に応じたハザードマップの作成
4. 防災拠点としての役場庁舎の耐震化

近年の愛別町の災害履歴（過去5年間）

年月日	種 別	被害状況
H22年3月21日	強風	営農施設小破
H22年4月14日	強風	営農施設被害（ビニール破損、鉄骨倒壊）
H22年9月6日	集中豪雨	河川護岸洗掘、路面洗掘
H23年4月17日	大雪・着雪	町道への倒木被害、営農施設ビニール破損
H23年8月15日	大雨	農業幹線水路法面崩落
H23年9月2日	大雨（台風12号の影響による）	農業用水路法面崩落、排水路崩落、道路法面崩落、道路面洗掘、河川への落石、河川法面崩落、河川環境保全型ブロック中詰材流出
H24年8月13日	大雨	道路法面崩落
H26年8月5日	大雨	愛別川が一時氾濫危険水位を超えた。 床下浸水1件、自主避難1件、 愛別川流域世帯に対してIP放送による自主避難を周知、避難所設置4か所。 農地冠水29.3ha、営農施設冠水6ha、河川被害11か所、道路被害22か所。

第6節 景 観

1. 花と緑のまちづくり

【現状と課題】

わたし達の生活において、物質的な豊かさがあふれた生活のあり方を見直し、ゆとりや安らぎを実感できる精神的に充実した生活への営みが求められています。

本町の花と緑のまちづくり運動は、年々大きく広がり、道認定のフラワーマスターと共に、自分たちが楽しむことをモットーに、オープンガーデンの開設、ガーデニングバスツアー、オリジナルリース作り教室などを行っており、個人の庭や通り、街角などで花や緑を用いた美しい街並みを創出しています。

今後も「花と緑のまちづくり」を推進するため、生活の中に花や緑を育て、その魅力が生かされるような快適な環境づくりを、町民と行政が協力してみんなで取り組んで行くことが必要です。

【基本方針】

花と緑を活用した美しい景観づくりを図るため、町民と行政が一体となり、花のふれあい行事の推進と花や緑によるまちづくりの啓発を行うとともに、公共施設では、地域に開かれた花いっぱい施設、花に囲まれたうるおいのある空間を創出します。

【主要施策】

1. 町民と行政が一体となった緑や花によるまちづくりの推進
2. 市街地の花いっぱい運動の推進
3. 地域の景観や町並みにあう花づくり、花いっぱいの豊かな農村景観づくりの推進

第7節 霊園・火葬場

1. 霊園・火葬場

【現状と課題】

現在の火葬場は昭和56年の建設であり30年以上前に建設した建物であるため、老朽化に伴い、必要あるごとに改修することで対応していますが、建物の耐用年数による建て替え時期が近づいてきている状況となっています。

霊園についても、近年は町内の寺院において増設される等により使用申し込みが減少してきていますが、残り区画数が少ない状況となっています。

【基本方針】

火葬場の建て替えについては、建物の長寿命化をすすめていくとともに、運営を町単独で行うのか、近隣町との連携により広域化を図るのかを十分に検討します。

霊園區画については、社会情勢を踏まえつつ、計画的に増設を行います。

【主要施策】

1. 火葬場の維持管理の充実と長寿命化
2. 霊園の区画増設

第2章 健康で心やすらぐ福祉のまちづくり

第1節 社会福祉

1. 地域福祉

【現状と課題】

誰もが生涯安心して生活を送ることのできる社会を実現することはすべての町民の願いであり、地域社会の一員として尊厳をもって一人ひとりが可能な限り自立し、地域とのつながりを持ち、思いやりをもって共に支え合い助け合うという「共に生きるまちづくり」の精神を育むことが求められます。

そのためには、地域福祉推進の主体となる住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活課題と現状を明らかにし、それに対応する必要なサービスの内容や質・量を確保し、提供する体制の整備が必要です。

【基本方針】

町民一人ひとりが住み慣れた愛別の地で生涯安心して暮らせる「健康で心やすらぐ福祉のまちづくり」を進めるための公的福祉サービスの充実に努めます。

併せて、民生委員協議会をはじめ、社会福祉法人等の関係団体や各地域の自主的な福祉活動の活性化を図りながら地域ボランティアの形成や福祉ネットワーク作りに取り組んでいきます。

【主要施策】

1. 社会福祉協議会、民生委員協議会及び各種福祉団体による自主的な地域福祉活動の強化
2. 地域ボランティア活動の推進
3. 地域福祉団体等による地域福祉ネットワークの構築及び育成
4. 公的福祉サービスの充実と提供

高齢者人口の推移

(単位：人、%)

年 度	人 口	65歳以上	高齢者比率	備 考
H12	4,065	1,116	27.5	国勢調査
H17	3,739	1,254	33.5	〃
H22	3,328	1,255	37.7	〃
H25	3,195	1,281	40.1	住民基本台帳
H31予想	2,800	1,280	45.7	

2. 高齢者福祉と在宅福祉

【現状と課題】

本町では、平成25年度末で65歳以上の高齢者が1,281人と総人口の40.1%に達し、平成31年度には45.7%になると推計しています。

平成26年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査の結果では、高齢者ひとり世帯が184世帯、高齢者のみの世帯が396世帯で、全世帯の26.8%が高齢者のみで生活しています。

本町にある特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、高齢者生活福祉センターの施設利用者は年々増加し、在宅介護が困難な者も増加していく中、施設による受け入れだけでなく、高齢者を中心とした地域の支え合い（互助）を実現するための環境整備が求められています。

今後も高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増加すると考えられますが、要介護状態に陥ることなく、健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業や生活支援事業による在宅福祉サービスを充実しなければなりません。また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で「通い」、「泊り」、「訪問」のサービスを利用者の状態や希望に応じて提供できる小規模多機能型居宅介護施設整備も視野に入れながら、いつまでも在宅での生活が続けられる支援体制を確立し、健やかで活力ある高齢者福祉のまちづくりの推進が望まれています。

【基本方針】

平成27年度の介護保険制度改正、平成27年度から3年間の第6期愛別町高齢者福祉計画・愛別町介護保険事業計画を踏まえ、高齢者の生活支援事業や介護予防事業の充実、高齢者等の居住環境の整備及び高齢者生活福祉センターの長寿命化の推進、必要な介護保険サービスが適切に提供されるよう、地域包括支援センターを中心に、各関係機関との連携をより密にするとともに、地域ボランティアを育成することにより、今まで以上の高齢者福祉の充実と介護保険サービスの質の確保を図ります。

また、老人クラブの活動や生きがい活動事業への支援を行うことにより、いつまでも生きがいを持って生活できるよう支援し、その活動となる老人福祉センターの長寿命化の推進を図ります。

【主要施策】

1. 介護予防と地域ボランティア活動の推進
2. 在宅福祉・介護サービスの充実
3. 社会活動への参加と生きがい対策の推進
4. 高齢者福祉施設等の充実と省エネルギーの推進
5. 介護保険制度の円滑な推進

3. 児童福祉

【現状と課題】

少子化が急速に進展する中、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。とりわけ、子ども同士や異世代間で交流する機会の減少により、子どもの健やかな成長が妨げられていると言われていています。このような中で、子どもたちの健康な身体と心を育み、個性豊かな成長を願い、家庭・地域と行政が一体となって児童のための環境の整備が急務となっています。

更に、子どもの健全育成を図る上で、地域において自主的に参加・交流する場が必要であり、様々な体験活動の取り組みが必要です。

【基本方針】

児童の生活の場は家庭が主であり、良好な生活環境のもとで、心身とも健全に養育されることが大切です。

核家族化や働く母親の増加など、児童を取り巻く環境も変化してきており、子どもたちが健康な身体と精神を養い、個性豊かに成長していくことを願い、町と家庭・地域が一体となり児童のための環境づくりに努めます。

【主要施策】

1. 子育て支援サービスの充実
2. 保育所と幼稚園の共通保育における保育サービスの充実
3. 子ども・子育て支援事業の推進
4. 地域における子育て支援とネットワークづくりの推進
5. 地域の高齢者が参画する異世代間交流の推進
6. 学童保育の充実

4. ひとり親福祉

【現状と課題】

ひとり親家庭は、生計の担い手がひとり親であり、子どもを養育しながら経済的自立を図っていかなければならない生活環境に置かれ、就労、教育、健康など多くの問題を抱えており、また、仕事で子どもと触れ合う時間が取れない中で、家事、子どもの教育などについての悩みをもっています。

このため、相談体制の充実を図り、保護を要する家庭の自立促進への支援が必要です。

【基本方針】

ひとり親家庭の相談体制の充実を進め、経済的自立を促進します。

また、保護を要する家庭への相談や自立のための支援を進めます。

【主要施策】

1. 相談機能の充実
2. 自立促進の支援
3. 保護を要する家庭への支援

5. 障がい者（児）福祉

【現状と課題】

平成25年度末の障がい者手帳の所持者は330名であり、その7割以上が65歳以上の方となっています。また65歳未満の手帳所持者のうち、1割強の方が町外の入所施設等で生活されており、1割強の方が自宅にて同居する家族の支援や障害福祉サービスを利用しながら生活をしてはいますが、支援を行う家族の高齢化がみられます。

障害者自立支援法が平成25年4月に障害者総合支援法と改正され、さらなる福祉サービスの充実を図ることをすすめられており、引き続き身近な地域でのサービス利用を希望する方へ、就労支援や活動の場所、住まいの場所の確保、相談支援体制の充実等が求められています。

一方では、糖尿病や脳血管疾患などの疾病の後遺症による障がいの増加や近年の社会構造の変化による精神障がいの増加がみられることから、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療をすすめるとともに、軽度発達障がいの子どもへの支援が、早期に行える体制づくりが必要とされています。

【基本方針】

平成26年度に作成した愛別町障害者基本計画・障がい福祉計画の基本理念に基づき、障がいの有無を問わずすべての人々が輝くことができるまちづくりを目指し、障がいのある人が住み慣れた地域で一人の人間として尊厳と人権を尊重され、健やかに安心して暮らしていけるような地域社会づくりに努めます。

【主要施策】

1. 障がい及び障がい者についての正しい認識の普及
2. 地域の交流・ふれあいの場の拡大及び活動の支援～日中活動の場
3. 発生予防対策・早期発見と早期療育
4. 障がい者に対するリハビリテーション、医療体制の充実
5. 雇用・就労の場の確保
6. 地域の支援体制の強化
7. 障がい者に対する居宅支援の充実

第2節 保健・医療

1. 地域保健

【現状と課題】

少子高齢化とともに、がんや生活習慣病による早世や要介護者の増加といった大きな問題を抱えている現代において、健康寿命を伸ばし「誰もが、住みなれた地域の中で、健やかに、いきいきと自立して暮らせることができる社会の実現」を目指すためには、住民一人ひとりが健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という自覚のもと、健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通じてそれを継続し、自ら健康管理に取り組むセルフ・ケアの考え方を定着させることが大切です。

町民の健康維持、増進を目的に、健康診査、がん検診などの各種検診、訪問指導、健康教育など生活習慣病予防や妊娠期の相談、子育て支援などの母子保健事業の推進に取り組んでいます。

また、愛別町内の自殺者が全道平均より多く、特に同居家族のいる者の自殺が増えています。地域や家庭で自殺防止のための取り組みが必要であり、研修会や講演会を実施して、より多くの理解者を増やしていくことが重要になってきます。

健康の実現は、個人が主体的に取り組む課題でもありますが、感染症対策など町全体で取り組まなければいけない問題でもあります。

生涯を通じた健康づくりを推進していくために、住民の積極的な参加を得ながら、乳幼児期から高齢者に至るライフステージの段階に応じた必要なサービスを受けられるための、体制の構築が必要です。

【基本方針】

少子・高齢社会において、健康で生きがいのある地域社会を創るには、住民一人ひとりが健康づくりを実践し、地域社会全体がこれを支援していくことが大切です。

このため、健康を増進し発病を予防する“一次予防”に重点を置く施策として具体的な目標を掲げている「第2次健康日本21」に基づく「第2次愛別町健康増進計画」を推進し、本振興計画とあわせて生涯を通じた健康づくりの普及啓発を進め、住民のニーズに適した保健事業、健康増進事業を推進します。

【主要施策】

1. 保健・福祉・医療が連携した在宅ケアの充実
2. 生活習慣病の予防と早期発見
3. 感染症対策の充実
4. 母子保健事業の充実
5. 精神保健事業の充実

2. 地域医療

【現状と課題】

近年の医療機能の専門分化、医療機器の高度化など施設や基盤の整備が進むなかで患者の大病院指向が見られ、また、医療制度改革が進められたことによる保健・医療・福祉を取り巻く環境の大きな変化を受けて、初期診療機能の弱体化が懸念されています。

近年課題となっている、在宅医療や保健・医療・福祉の連携を推進し、包括的な地域保健医療の基盤強化を図るためにも、それぞれのサービス特性に応じた提供基盤の整備が必要です。

町には、診療所1、歯科医院1の医療施設があります。診療所は、旭川市の医療圏内に位置しており、第1次保健医療圏の機関としての役割を認識し、第2次保健医療圏の機関との連携を密にしながら、住民が安心して医療が受けられるように努めています。

救急医療体制は、大雪消防組合愛別消防署の救急隊により、救急指定病院と連携をとり、円滑な救急患者を搬送する体制の確保が図られています。

【基本方針】

高齢化が進み、医療の需要も多様化している中、旭川市を含む上川中部医療圏の医療機関との連携を図ります。

また、セルフ・ケアの考え方を広め、健康を支える環境づくりを進めるとともに、日常の健康管理や健康相談、専門医療機関への紹介など、誰もが安心して適切な医療サービスが受けられるよう、きめ細かな医療提供体制の整備を進めます。

【主要施策】

1. 医療機関との連携
2. 在宅医療の推進
3. 診療所施設の維持
4. 診療所の省エネルギー化の推進

第3章 地域に息づくたくましい産業のまちづくり

第1節 農 業

1. 農 業

【現状と課題】

愛別町農業は、「米・きのこ・畜産」を3本柱として各々の生産振興が図られ、地域経済を支える基幹産業として大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、TPP参加の影響、原油価格等の高騰による肥料・燃油・飼料などの農業生産資材価格が高騰し、農業経営全般に大きな影響を及ぼしました。

こうした状況の中で、持続的に発展する農業・農村づくりをめざして、安全・安心で良質な農畜産物の安定的な生産・供給はもとより、美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮を通して健全な暮らしを支えていくとともに、食品加工や観光など幅広い産業との結び付きを深め、地域の基幹産業としての役割をより一層発揮していくことが求められています。

また、国は40年以上続いた、国主導による米の生産調整を平成30年度以降廃止し、生産者及び生産者団体が自ら需要に応じた生産が行える取組に変わります。このことは、更に水田等のフル活用を推進し、食料自給力・自給率の維持・向上を図るため、水田農業構造改革対策はもとより、水田等の有効活用を推進する施策を展開していくとともに、本町の賦存する資源を効果的に活用しながら安全・安心な農畜産物生産の努めが必要です。

更に、高齢化等の進行で条件不利地などは、遊休農地化が危惧される土地もあり、農地の有効活用と合わせて担い手の育成と確保は緊急の課題であり、認定農業者への誘導と法人化を含めた組織化に向けた取り組みを推進し、優良農地の保全と担い手への農地集積を進めていくことが必要です。

一方では、農地の集積が進み、経営規模が拡大していくと土地生産性の低下が危惧されており、現在進めようとしています、国営事業による農地の基盤整備や機械施設利用体系の整備・確立が重要な課題となっています。

また、日本型直接支払制度を全町的な地域共同活動として取り組んでおり、地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充や・強化等、多面的機能を支える共同活動により優良な農村環境の保持に貢献しています。

地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消は、消費者はもとより生産者にとっても大きなメリットがあり、また、近年要望の多い中学生や高校生の農作業体験学習の受け入れや体験農園などの取り組みについても、これからの農業の重要なキーワードとなるため、関係機関や関係者と十分な協議のもと、振興していくことが必要です。

【基本方針】

食料自給力・自給率の向上に向け、水田等の有効且つフル活用を目指す各種取り組みを推進します。

地域資源を有効活用する循環型農業を迫及していきながら、クリーンで安全・安心な売れる農畜産物づくりを目指します。

農業の担い手確保や育成に向けて、認定農業者への誘導や法人化等の組織化を目指した取り組みを展開します。

経営規模の拡大に伴い、効率的な作業体系の確立に向けた圃場の大区画化などの生産基盤整備や農業機械・農業施設の有効活用を推進します。

優良な農村環境を目指し、引き続き日本型直接支払制度に取り組みます。

農作業体験や地産地消活動などは、今後の農業経営の多角化に向けたキーワードとなっており、生産・加工・流通までを複合化させた農業活性化策を支援します。

【主要施策】

1. 農業振興地域整備に基づく、優良農地の確保と生産基盤の整備
2. 担い手の育成
3. 食料自給力・自給率の向上を図る水田農業構造改革の推進
4. 愛別米栽培基準を厳守した「売れる米づくり」の推進
5. 認定農業者への誘導や法人化を含めた組織化に向けた支援
6. 生産性の向上や、新規作物の導入試験に向けた支援
7. 農村景観保全活動等に向けた地域共同活動の推進
8. 農作業体験や農業のブランド化、直売所など、「*6次産業化」の推進

*6次産業化とは、第1次産業である農林水産業が、農林水産物だけにとどまらず、それを原材料とした食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農林水産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげることを目指す方策。

2. 特産振興

【現状と課題】

きのこについては、平成20年度のJA販売取扱高が20億円を突破し、道内有数のきのこ産地として名を馳せており、地域産業の発展に大きく貢献しています。しかし、近年は企業の参入により産地間競争が激化するとともに、大規模な施設による生産が主流を占め、更には燃料をはじめとした生産関連経費の高騰等の影響で道内の主要産地が相次いで生産中止となり、きのこ産地の構図も大きく変わってきました。

このため、更なる生産コスト低減と良質なきのこの安定生産に向け、老朽化した施設の統廃合や経営の統合などを行う必要があります。

また、生産部門の基礎となる原材料については、いつの時代においても安定的な確保に努めていく必要があります、更には生産技術の向上と安全・安心な生産体制を維持していくことが必要です。

一方、道内外の主要産地の生産出荷状況と消費動向に注視した販売への取り組みが、市場価格の下落に歯止めをかけ、再生産価格の確保につながっており、引き続き努力が必要です。

また、各地で開催されているイベントへも積極的に参加し、愛別きのこのブランド力の堅持に努めており、引き続き消費者から信頼される産地づくりが必要です。

【基本方針】

きのこの生産環境を維持・継続していくため、老朽化した施設の統廃合、経営の統合や新技術の導入、産地確保に向け積極的な取り組みを支援します。

生産性や商品性を勘案した新たなきのこについて、関係機関や生産者と積極的に検討し、生産の可能性を追求します。

販売形態の多様化に伴い需給バランスが不安定となる時期も発生することから、関係機関と緊密な連携を保ちながら、産地情報の積極的な発信と消費動向への迅速な対応を行います。

【主要施策】

1. 低コスト生産に向けた施設の統廃合などの取組支援
2. 新しいきのこの生産に向けた支援
3. 特産物の販売促進活動に支援
4. 地場製品の消費拡大

3. 畜産

【現状と課題】

本町の畜産は、養牛・養豚・養鶏を中心に経営されてきましたが、後継者不足等により離農する方が多く、減少傾向にあります。

また、TPP参加により畜産物の販売価格が低下予想される中で、大変厳しい環境にさらされています。

そのような中で、外国産食品の安全性や偽装問題などで国産農畜産物への需要や要望が高まっている状況にあり、衛生管理はもとより生産履歴の整備が必要となっています。

また、輸入農畜産物に対抗していく上では、徹底した生産コストの低減が必要であり、そのため自給粗飼料の確保など幅広いコスト低減に向けた取り組みが求められています。

畜産経営において、疾病の発生は経営に大きく影響することであり、発生を未然に防止することが大切で、関係機関と協調しながら損耗防止が必要です。

更には自然環境保全の観点からも、家畜排泄物の適正な管理が必要です。

【基本方針】

計画的な草地の更新や堆肥施用など良質な粗飼料の自給率向上に努め、生産コストの低減に努めます。

「安全・安心」の提供に向けたトレーサビリティ（生産履歴）システムを継続していきます。

家畜自衛防疫組合を中心とした防疫対策を徹底し、適切な飼養管理と損耗防止で経営の安定を図ります。

地域資源を有効活用する循環型農業推進に向け、堆肥センターの効率的な活用を図ります。

【主要施策】

1. 耕畜連携の推進
2. 損耗防止に向けた管理マニュアルによる予防対策と家畜衛生飼養基準徹底
3. 地域資源の有効活用に向けた堆肥センターの効率的活用

第2節 林業

1. 林業

【現状と課題】

森林の環境に果たす役割が幅広く認識され、地球温暖化防止に向けた森林の整備や保全を積極的に推進する気運が高まってきた反面、林業・木材産業においては、景気の回復傾向から、新規住宅着工は、若干の伸びはあるものの木材使用料の減少や市況の乱高下で木材需要が低迷し、更には海外向け輸送資材や梱包材の需要が急減し、製材工場の操短や休業を余儀なくされるなど、かつてない危機的状況にみまわれました。

更には、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村者化等を背景として、森林所有者の森林整備意欲が減退しており、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じています。

このような情勢を踏まえ、森林の持つ公益的機能の充実や木材生産資源としての維持・保全には、100年先を見据えた持続性のある森づくりが大切で、森林施業計画に基づく適切な森林整備を図る必要があります。森林整備地域活動支援交付金を活用しながら、実施区域の明確化や林道の整備、施業の集約化に向けた取り組みを推進するとともに、森林整備を担う従事者の確保も重要な課題となっています。

また、間伐等が進みにくい条件不利森林の解消に向けた事業展開が求められており、更には林地特性を生かした優良森林づくりに向けた造林・保育事業など、積極的な実施に向けた啓発活動の展開が必要です。

【基本方針】

森林の持つ多面的機能の発揮に向けた、森林施業計画に基づく造林・保育等の森林整備事業を推進します。

森づくりのための事業実施については、各種補助事業を積極的に活用した中で、効果的な事業推進に努力します。

民有林整備の中核にある森林組合の機能強化に向け、森林整備担い手対策や作業機械の充実等、森林所有者との連携のもと積極的に支援します。

【主要施策】

1. 森林の保全管理（保安林）
2. 民有林の森林整備事業による森林の適正管理
3. 町有林の伐採適齢林の伐採を含めた適正管理と森林資源の有効活用
4. 森林整備担い手対策の推進
5. 公益的機能を有する森林の整備等に必要な林道等の適正管理
6. 有害鳥獣駆除による被害防止の推進

第3節 商工業

1. 商工業

【現状と課題】

商工業全般について、国全体はアベノミクス効果で少しずつ回復傾向にありますが、地方までその効果が届いておりません。

本町の商業についても、過疎化の進行による人口の減少や購買者の町外流出により、一段と厳しさを増している現状です。

このような中で、市街地活性化施設として整備した「蔵 KURARA ら」とその周辺では、コンサートやビールパーティ等のイベントが数多く開催され、まちの顔である商店街の賑わいづくりに寄与しています。

しかし、本町における商店街も経営者の高齢化や後継者不足等に伴う空き店舗化や商店と住宅の混在化も目立つようになり、更には廃業に伴う空き地も点在し、市街地全体としての活性化が課題となっています。

同様に、町の工業を取り巻く状況は、長期化する景気低迷等、極めて厳しい経営環境にさらされています。平成25年の工業統計によると、事業所数12ヶ所、従業者数1127人、製造品出荷額11億2千万円となっておりますが大変厳しい状況です。

更に、企業を取り巻く金融情勢においても依然として厳しい状況下にあり、効果的な資金供給に向けた町の中小企業融資制度の充実に努めてきました。

町内に農村地域工業導入地区が2地区あるものの、今日の経済情勢を反映してあまり良い状況にはありません。

企業の厳しい経営環境を反映して、雇用情勢も大変厳しい状況となっており、雇用機会の拡充へ配慮が必要です。

【基本方針】

町内購買意欲の回復及び商店街活性化のため各種施策の充実に図ります。

また、地場産品への注目度が高まっており、商店街への誘導や取扱店の紹介など関係機関との協議を進めるとともに、併せて購買機会の確保など高齢化社会に対応する事業も検討しながら、総合的な商店街振興を図ります。

町中小企業融資制度の充実に図り、金融の円滑化に努めていきます。

【主要施策】

1. 商工業の総合的な改善や発展に向けた商工会活動への支援
2. 市街地活性化事業の推進
3. 中小企業融資制度及び利子補助制度の充実
4. 魅力ある商店街の形成及び活性化

第4節 観 光

1. 観 光

【現状と課題】

地域や経済の活性化に観光の果たす役割は非常に大きいものがあり、地域の魅力やイメージアップには欠かせないものとなっています。

現在、大雪山国立公園観光連盟に加盟していますが、今後は国で進めています観光圏制度に基づき、新たに滞在交流型観光を主眼に観光圏構想の認定を受けるべき、1市7町で新たな組織を設立して、地域の幅広い観光資源を活用して魅力ある観光地域づくりを推進していくことが必要です。

本町においても自然景観に優れたゴルフ場、パークゴルフ場、オートキャンプ場、温泉等があり、毎年6万人を超える観光入込みとなっていますが、ここ数年は減少傾向が続いていますので、新たな視点で活動していくことが必要です。

また、本町観光の一資源として新鮮で安全・安心な農畜林産物があり、これらと観光を融合する具体的な取り組みが必要です。

町内において、きのこの里フェスティバルや夏まつり等イベントが数多く開催され、これが特産品の消費拡大や町のPRに大きく寄与しており、継続的な開催が望まれています。

【基本方針】

本町の魅力を実感できる施策や仕組みを検討し、様々な取り組みを展開します。

農業と観光の融合に向け、さまざまなイベントとも連携した取り組みや農家民宿などの取り組みを積極的に支援します。

町全体としてお客様をお迎えするためには、行政や企業・関係団体、更には町民一人一人の協力が大切であり、美化事業や景観保全に努めます。

【主要施策】

1. 観光圏構想の樹立と活用
2. あいべつの魅力を発信
3. 体験型観光及びグリーンツーリズムの推進
4. 観光振興に寄与する観光協会活動への支援
5. 各種イベントへの支援

第5節 労働・企業誘致

1. 労働・企業誘致

【現状と課題】

愛別町における企業については、主に製造業を中心に発展してきましたが、バブル景気崩壊後の長引く不況や、さらに追い打ちをかけるような平成20年の世界同時不況（リーマン・ショック）によって、年々事業の縮小や廃業等に追い込まれてきております。

これらによって税収の減少や廃工場の跡地問題、さらには労働者の失業や町外への転出等町全体に与える影響も深刻です。

愛別町における第2次産業の発展は今後の町政運営上においても極めて重要であり、新たな企業の進出を粘り強く推進していく必要があります。

【基本方針】

新たな雇用や季節雇用者の通年雇用、また、設備投資に対する各種補助制度を創設し、企業進出と安定した雇用体制を推進します。また、国や北海道とも連携し、ホームページ等も活用しながら積極的に空き工場等の情報提供をするなど誘致活動をしていきます。

【主要施策】

1. 新規及び雇用者増に伴う設備投資費用への補助
2. 季節労働者の通年雇用に向けた各種資格取得支援
3. ホームページの活用による誘致活動

第4章 心豊かに未来をはぐくむまちづくり

第1節 学校教育

1. 幼児教育

【現状と課題】

幼児期は、豊かな情操と集団生活などの基本を身につける重要な時期であり、幼児期にふさわしい様々な体験を通して集団との関わりの中で、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切です。

今日、家庭環境や社会環境の変化は、幼児を取り巻く環境にも影響を及ぼし、子どもの数の減少による集団遊びの場や機会の不足、同年代の子どものふれあいの減少に伴う人間関係の希薄化などがみられることから、集団生活を通じて幼児一人ひとりの発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎を育成することが求められています。

こうした状況の中で、幼児教育を推進していくためには、家庭や地域社会と連携を図り、自然体験、社会体験の機会を充実し、さらに小学校への円滑な移行・接続を図るため、小学校との連携をより深めていく必要があります。

【基本方針】

幼児期に育むことが期待される、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身につけるため、教育内容や保育形態について実践的な研究を進めるとともに、豊かな生活体験を積極的に取り入れた保育実践を推進し、感性を培い、心身ともにたくましく生きる子どもの育成に努めます。

教育と保育の機会均等を図り、幼稚園と保育所の両機能を生かしつつ、幼児センターにおける一体的な幼児教育や多様な保育体制を講じ、地域幼児の教育・福祉施設としての充実に努めます。

【主要施策】

1. 就学前の幼稚園児の教育と保育所児の保育内容を一体として捉え、一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な指導と小学校との連携
2. 様々な生活体験をはじめ、小・中学生や高齢者との異世代間交流の推進
3. 地域子育て支援センターの充実と合わせ、幼児教育を総合的に推進
4. 幼児教育の専門職としての資質向上を図るため、教諭（保育士）の各種研究会や研修講座への積極的な参加
5. 特別支援教育を必要とする幼児に対する適切な指導・支援
6. 屋外固定遊具の更新
7. 体験農園等を通じた食育の推進

2. 学校教育

【現状と課題】

今日、子どもを取り巻く教育環境は、いじめや不登校の増加、人間関係の希薄化による家庭や地域での教育力の低下、情報通信技術の発達による高度情報化に伴いインターネットや携帯電話を利用しての子どもを標的とした犯罪など、学校、家庭、地域社会での様々な課題が発生します。

このような中で、基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことがますます重要となっています。

そのため、学校、家庭、地域社会で一層の連携を図り、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりや信頼される学校づくりへの取り組みが求められています。

【基本方針】

子どもたちが、大きく変化していく社会の中で、学ぶ楽しさを実感し、主体的に学び続ける意欲や態度を身に付け、変化の激しい社会を自立して生きていくことができるよう、確かな学力の向上に取り組めます。

児童生徒の問題行動の状況などから、規範意識の低下や忍耐力の欠如、低い自己肯定が指摘されている中、倫理観や人間尊重の精神、何事もあきらめずに頑張る心など豊かな心とその基盤となる健やかな体を育成するため、子どもたちが健全な生活を通して、心豊かに成長していくことができるよう取り組みます。

高度情報化社会においては、情報活用能力や正しい情報モラルを身につけることが不可欠であり、教育現場のICT化推進に取り組めます。

学校教育の成果は、直接子どもたちの教育に携わる教職員の力量に負うところが大きいことから、専門的な知識・技能や豊かな人間性など教職員の資質能力の一層の向上を図ります。

家庭や地域の協力を得て学校評価の充実を図るとともに、評価結果の公表を含めた情報提供の取組を一層徹底するなど、信頼される学校づくりを進めます。

【主要施策】

1. 学力向上に向けた啓発活動と学習機会の提供
2. 教職員の指導力向上に向けた研究・研修活動の支援充実
3. 安全安心な教育環境施設整備の充実
4. 英語指導助手による基礎英語指導を積極的に進め、小学校における外国語活動の円滑な導入
5. 特別支援教育を必要とする児童・生徒に対する適切な指導・支援
6. いじめや不登校等の問題行動の早期発見・早期対応など、児童・生徒の健全な育成
7. 学校評価の公表や学校だよりによる積極的な情報提供
8. 児童・生徒学習サポート事業の実施
9. 児童生徒入学通学応援
10. 高等養護学校教育振興対策
11. 学校教育振興
12. 高度情報化社会に対応できる人材育成のため、教育現場のICT化を推進
13. 学校施設の長寿命化計画の推進とLED照明導入による省エネルギー化の推進
14. 体験農園等を通じた食育の推進

第2節 社会教育

1. 社会教育

【現状と課題】

急速に進んだ高度情報化、過疎化等による地域教育力の低下や生活環境の変化など、地方分権や教育改革の進展を背景に、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、学校・家庭・地域の連携強化や体験活動・学習機会の拡充など社会教育の重要性は一層高まっています。

本町においては、地域の教育資源を生かした体験活動など、幼児から高齢者まで幅広く学習機会の提供を行ってきておりますが、学習時間や内容の面で改善すべき点もあります。

したがって、引き続き学習機会の提供と拡充を行うとともに、豊かな知識と経験の成果を地域社会の中で生かすことの出来るシステムづくりと、異世代間との交流の場を拡充し、社会参加をさらに進める必要があります。

【基本方針】

愛別町の豊かな自然を生かし、これからの社会を自らの目標に向かって夢や希望を持ち、心豊かでたくましく生きていく力をはぐくむ、創意と活力に満ちた教育の推進に努めます。

＜社会教育推進の重点＞

1. 社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く生きる力の育成
2. 豊かな人間性や感性の醸成
3. 心身の健やかな成長を促す教育の充実
4. 家庭の教育力向上への支援
5. 地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進
6. 学びがつながる生涯学習の推進

【主要施策】

1. 親子のふれあいを深め、心豊かな子どもを育てる環境づくりの推進
2. 人や自然を生かし、地域で子どもを育てる環境づくりの推進
3. 幼児センターと各学校との連携を深める体験活動やスポーツ活動の充実
4. 体験活動の提供と子ども会等のリーダーの育成
5. 地域づくりへの参加推進とリーダーの育成
6. 地域活動に積極的に参加できる体制づくりと幅広い学習機会の充実
7. 知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実
8. 既存施設の修繕・維持管理による長寿命化及び省エネルギー化の推進

2. 文 化

【現状と課題】

芸術文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、生活の充実と地域社会の発展に重要な役割を果たしており、心豊かで活力ある社会を形成していくためには欠かせないものです。また、長い間受け継がれてきた重要な文化財は、歴史や文化を正しく理解するためにも欠かせないものです。

本町では、社会教育団体・個人が音楽行進や文化祭などで発表する機会を求めて自主的に活動を行っています。また、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めていますが、住民のニーズに十分対応できていないのが現状です。

このほか、文化財や郷土資料の集蔵体制の継続に課題があるほか、過疎化や少子高齢化の影響により次世代への伝承活動に不安を残しているのも現状です。

したがって、芸術文化活動への参加機会の拡充や優れた芸術文化にふれることができる環境づくりが必要であり、伝承活動や保存・保護活動への支援も必要です。

【基本方針】

愛別町の豊かな自然や文化伝統を生かすため、芸術文化活動への参加機会の拡充や優れた芸術文化にふれることができる環境づくりと文化財や郷土資料等の次世代への伝承や保存・保護活動への支援に努めます。

【主要施策】

1. 心豊かな生活のための芸術文化活動の充実
2. 芸術の鑑賞機会及び発表機会の提供
3. 文化財や郷土資料の伝承活動、保存・保護活動への支援
4. 文化財の整理と文化財にふれる機会の提供
5. 文化施設の協働による施設の充実と維持管理の推進

3. スポーツ

【現状と課題】

心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯にわたりスポーツを楽しむことが大切であり、誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの実現が求められています。また、生涯スポーツ、競技スポーツへのニーズが多様化し、高度化している状況の中で、生涯にわたるスポーツ活動を促進するためには、スポーツ環境の充実が不可欠です。

本町では、体育協会加盟団体を始め、多くの町民が様々なスポーツを楽しんでいます。町内で体験できるスポーツの種類が限られるとともに、全町的にスポーツに親しむ気運を高める機会が少なく、スポーツをする環境が十分でないのが現状です。また、これまで活動の基盤となる各種スポーツ施設を整備してきましたが、施設によっては老朽化が進んでいるため、町民が快適に利用できるよう施設を適切に管理する必要があります。

したがって、生涯にわたるスポーツ活動を促進するために、様々なスポーツに関する教室の開催や体育協会と連携した各種大会の開催、全町的なスポーツイベントの開催、施設においては必要に応じた施設改修や民間のノウハウを活用した指定管理者による施設管理等が必要です。

【基本方針】

生涯にわたるスポーツ活動の充実を図るために様々なスポーツに関する教室の開催や体育協会と連携した各種大会の開催、全町的なスポーツイベントの開催、施設については必要に応じた施設改修等に努めます。また、スポーツ環境の充実を図るために、情報提供にも努めます。

【主要施策】

1. スポーツ活動の提供と参加促進
2. 指導しやすい、活動しやすい環境を作るための団体活動への支援
3. スポーツ施設の修繕等による長寿命化及び省エネルギー化の推進並びに施設の有効活用
4. 公民館分館を中心とした協働によるスポーツ活動の促進
5. トップアスリートから学ぶ、心を育む教室の開催

第5章 住民の参加と協働で温もりのあるまちづくり

第1節 参加・協働

1. コミュニティ

【現状と課題】

愛別町では、安心・安全で住みよいまちづくりに向け、さまざまな地域コミュニティ活動が展開されていますが、地域では、少子高齢化や人口減少社会の到来といった社会情勢の中で、地域活動を支えている人の高齢化や人材不足が顕在化しています。

地域のコミュニティ活動は、自助、共助、公助の中で、共助にあたる部分であり、まちづくりを進めていく上で非常に大切な活動です。

地域コミュニティ活動の活性化、住民と行政の協働によるまちづくりを継続的に行っていくことが必要です。

【基本方針】

地域のコミュニティ活動を持続していくためには、適正な規模への行政区の見直しが必要になってきます。また、持続可能な地域づくりを行っていくためには、住民と行政が情報を共有しながら、行政と地域それぞれが果たす役割を担う、協働のまちづくりを行うことが必要です。

そのために、地域の課題を掘り起こし、住民と行政が様々な機会をとらえて話し合う場をつくり、連携しながら地域づくりを進めていく、創意と工夫による「住民主導」のまちづくりを目指します。

また、総務省の事業であります地域おこし協力隊等によって都市部の住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、まちづくりの推進に結びつけていきます。

【主要施策】

1. 町民意見を反映するため、地区懇談会の開催
2. 町民と行政の協働によるまちづくりに向けた、「職員の地域担当制」の実施
3. 情報の積極的な提供を図るため、職員による「出前講座」の実施
4. 適正な規模への自治組織の見直し
5. 地域振興及びコミュニティ活動の活性化
6. 参加と協働のまちづくりの推進

2. 地域間交流

【現状と課題】

昭和63年、当時の滋賀県愛東町女性C・Iチームからバレンタインデーに届いた一通の手紙と一粒のチョコレートがきっかけで、全国の愛のつく町(他に神奈川県愛川町、長崎県愛野町)との交流が始まりました。

この一通の手紙が縁で始まった「愛のまち交流事業」は、これまでに多くの町民が交流を深めてきました。市町村合併で愛東町は東近江市、愛野町は雲仙市となりましたが、愛のつくまち交流の火は消えることなく続けられています。

また、同じく市町村合併によって新たに3つの「愛」のつくまちが誕生しました。愛知県愛西市、滋賀県愛荘町、愛媛県愛南町です。平成26年に、愛別町からこれら3市町へバレンタインチョコレートや特産品、雪だるまを詰めて贈り、今後は既存の3市町と共に新たな「愛」のつくまちとの交流をも深めていきたいと考えています。

平成26年、旭川市内を中心とした愛別町出身者でつくる「あさひかわ愛別会」が発足しました。同会では、ふるさと愛別の応援団として特産品の定期購入や各種催し等も企画されております。こうした町内外を問わず愛別町を支援していただける団体に対して敬意を表するとともに、町としても、情報発信や支援等を行っていききたいと考えています。

平成20年度から取り組みを開始しました「ふるさと応援寄附(ふるさと納税)」は、近年、全国的に関心が高まり、当町においても年々増加の傾向にあります。この制度は特産品の販売促進にも一役買っており、今後も全国の愛別町を応援していただける方へ積極的なPRに努めてまいります。

【基本方針】

交流を深めることにより異文化にふれ、文化の違いを理解し、愛別町のすばらしさをより多くの人に広めるため、社会性や豊かな人間性を育む地域間交流を促進します。

【主要施策】

1. 地域間交流の推進
2. ふるさと応援組織の育成と支援
3. ふるさと応援寄附によるまちづくりの推進

3. 情報・通信

【現状と課題】

町では、町民への情報提供手段として毎月の広報誌発行、IP告知端末機による毎日の音声放送、ホームページ開設やケーブルテレビによる広聴広報活動を展開しています。

町民と協働で行政運営を推進するためには、より迅速で的確な新しい情報を提供し、まちづくりに対する町民からの意見を把握して、施策に反映していくことが必要です。

今後は、より一層の受発信体制づくりを促進することが必要です。

【基本方針】

町民と行政が情報の共有化を図るとともに、お互いが共通の認識を持つことによって、よりよいまちづくりをめざします。

【主要施策】

1. 情報通信施設の適切な運営管理
2. 町民と行政、町民相互の情報の共有ができる広報づくり
3. 「愛別町情報公開条例」に基づく情報公開の推進
4. 行政情報を町民に伝えるための地域情報ネットワークの整備・充実

4. 行 政

【現状と課題】

愛別町では、平成16年に「愛別町における新たな行財政改革（新行革大綱）」「新行革大綱アクションプラン」を策定し、10年計画で行財政改革を行ってきました。現在、新たな計画の予定はありませんが、これまでの改革を踏襲しつつ、行財政運営を行っております。

少子高齢社会、高度情報化、地域主権改革の推進など地方自治体を取り巻く状況は刻々と変化するため、社会経済情勢の変化に機敏に対応する行政運営が求められています。

また、住民福祉の向上を図りつつ、多様化する住民要望や地域課題に対応できる簡素で効率的な行政組織の構築が必要になっています。

このため、行政組織が肥大化しないよう定員の適正化に配慮しながら、様々な課題に対応できる人材の育成や時代にあった組織機構の見直しを適宜行う必要があります。

【基本方針】

これまでの改革の内容を継続して効率的な行政運営に努め、行政効果を見極めた事務事業の重点化、総合的な事業計画の推進を進めていきます。

また、行政組織については限られた人員の中で最大限の力を発揮できるよう人材育成や人員配置を進め、開かれた町政の実現に向けて、公正で透明な町政の推進を積極的に進めていきます。

【主要施策】

1. 職員研修の充実
2. 行政組織体制づくり
3. 定員適正化の推進
4. 変化に対応した行政運営の推進

5. 公共施設・財政

【現状と課題】

近年の長引く景気低迷により当町の税収入は減少にあり、少子高齢化が進む昨今、社会保障等に要する経費が急速に増加していくことが想定されます。このことから、今後、大幅な財源不足が生じることが見込まれており、当町の財政運営は引き続き厳しい状況にあるため、更なる健全化が喫緊の重要な課題となっております。

愛別町の過去5年間の財政状況の推移は別表のとおりで、財政健全化法に基づき公表が義務付けられた財政指標のひとつである実質公債費比率では、早期健全化基準である25%を下回っているものの、財源を地方交付税に依存している状況に変わりはなく、大型の普通建設事業等に係る地方債の発行を控えるなど、更なる改善が必要となります。

歳入では、厳しい経済情勢を反映し、町税をはじめその他の収入においても減少傾向であり、歳入全体の約6割を占める地方交付税についても、人口の減少に伴って減額となる見込みです。

歳出では、経常経費である人件費、公債費、維持管理費に多くの一般財源が必要となっており、今後においても、事業全般において評価を行い、尚一層の簡素効率化と節減合理化の推進が必要です。

(別表) 財政状況の推移 (過去5年)

(単位: 千円、%)

	歳入	歳出	町税	実質収支	経常収支比率	標準財政規模	地方債現在高	基金現在高	実質公債費比率
H21	3,726,352	3,654,681	284,680	63,284	83.2	2,571,041	4,261,108	873,840	21.6
H22	4,630,078	4,474,353	282,550	139,128	79.6	2,727,847	4,064,444	1,173,537	18.7
H23	3,714,969	3,547,261	277,878	167,708	85.1	2,509,646	3,910,792	1,518,414	16.7
H24	3,511,406	3,390,011	274,524	105,482	82.5	2,518,321	3,797,801	1,746,295	14.7
H25	3,497,544	3,181,282	276,535	257,306	84.5	2,475,123	3,670,766	1,798,869	12.9

○実質収支

歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越される一般財源を控除した額

○経常収支比率

歳出の内、人件費や公債費など義務的な経常経費の一般財源総額/歳入の内、地方税や普通交付税などの経常的な一般財源収入総額×100 ※財政構造の弾力性を測定する比率

○標準財政規模

国から交付される普通交付税を算定する際の地方団体の標準的な財政需要額と標準的な財政収入額を合計したもの

○基金

事業など特定の目的のために、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産 ※財政調整基金、ふるさと創生基金など

○実質公債費比率

水道や下水道等の公営企業が発行した地方債の元利償還金に対する繰出金、一部事務組合が発行した地方債の元利償還金に対する負担金などを算入した、自治体の実質的な公債費への財政負担の程度を示すもの

【基本方針】

少子高齢化社会に向けた総合的な地域福祉施策、生活関連社会資本の整備等の重要政策課題を推進していく上で、将来に大きな財政負担を残すことのないように、財源の確保に努めてまいります。

持続可能な自治体運営を図るため、普通建設事業に係る地方債発行の抑制、経常経費の節減合理化、公共施設の運営・管理等の見直しや適切な維持修繕のための総合管理計画の策定を行い、更に事務事業や組織・機構の適宜見直し、適正な定員管理による給与の適正化、民間委託の推進など行財政全般にわたる改革を積極的、計画的に推進し財政運営の簡素効率化を推進します。

特別会計及び公営企業会計については、独立採算を原則とする会計であることから経営の効率化や料金の適正化を図ります。

【主要施策】

1. 町税収入確保のため徴収率の向上・滞納の整理・脱税防止のための徴税の適正化
2. 受益者負担の適正化の見地から各種使用料及び手数料の適宜見直し
3. 事務事業コストの明確化及び経常経費節減
4. 行政的且つ社会的効果の実現が可能な補助金の支出
5. 事業の必要性、事業効果、将来の財政負担を十分検討した効率的な投資
6. 各種施設の運営・管理の見直しによる経費の節減と地域における現有施設の協働管理
7. 特別会計、公営企業会計の健全運営による一般会計からの補助金・繰出金の抑制
8. 公共財産の長寿命化に向けた取り組みの実施

第4部【地区別計画】

第1章 金富地区

金富地区については、面積の大部分が農地で占められており、特に水田については近年の基盤整備によって圃場面積を拡大し、町内でも米どころとして生産体制が確立しております。

本計画策定に際して実施された懇談会では、主に農地拡大や除雪体制等についての話題が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

金富地区から隣接する本町地区へ抜ける道道の変則交差点については、町民の要望により拡幅されましたが、依然として困惑しているドライバーも多く、元の十字路の形状に戻してほしいという要望が出ております。

現在、改良に向けて道と協議をしており、北町北1号道路の整備に伴い平成27年度に本町交差点に接続する時点を目標にしています。

冬期間の道路の維持については、区内を通る道道の歩道除雪の頻度についての要望があり、道と協議のうえ早急に対処していただくよう要望をしていきます。

道路を除雪した雪が間口に堆積しており、排雪体制等についての要望がありました。この間口除雪については、平成26年度から既に事業を実施しており、今後も住民の要望を踏まえ、事業の充実を図ります。

(生活環境)

他地区同様、本地区内においても年々空き家が増えてきています。まだまだ使える住宅もあり、有効活用が課題であります。特に高齢者の施設入所に伴い空き家となっているケースが多く、荷物が残っていたり、時期によって戻ってくる可能性等から簡単に貸すことができない事情があります。また、取り壊し費用や取り壊した後の底地の固定資産税の増額等、金銭面による要因も見受けられます。家屋の損傷が少なく早い段階で売買や賃貸借ができるような対策を協議し、空き家に移住や定住を促し、人口増につなげていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

(社会福祉)

地区内の高齢者世帯が年々増え、除雪や介護の問題等、高齢者世帯の暮らし方についての不安要素が少なからずあります。また、高齢者がボランティアとして活動することで、生きがいつくりにつながるような仕組みについての要望もあります。

今後とも地域ぐるみで高齢者世帯を支え、関係機関によるきめの細かい連絡体制が必要不可欠です。

(農業)

農地を拡大したいが、金富地区には農地の出し手が少なく、他の地域や市町村に農地を求めているという意見も出されました。農業委員会によるあっせんや、各種制度資金、補助事業等も活用し、農地の出し手と受け手がスムーズに売買・賃貸借できるような体制を今後とも継続してすすめてまいります。

担い手農業経営者については、比較的安定しておりますが、農作業従事者において、特に春や秋の繁忙期での人手が不足しており、人員確保について町内外を問わず体制づくりを行っていく必要があります。

第2章 厚生・伏古・協和地区

厚生・伏古・協和の各地区については、いずれも愛別川流域に位置し、面積の大部分が農地で占められております。早くから水田を中心とした機械の共同利用化が進み、生産組合や農業生産法人が設立されてきました。本計画策定に際して実施された懇談会では、農業を中心に広範囲にわたる意見が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

他地区と同様、道路の点検をきめ細やかに実施し、損傷個所の早期発見による維持補修と、冬期間の道路の維持については、きめ細やかな除雪体制の維持に努めてまいります。

地域公共交通については、買い物弱者・交通弱者対策、また、交通空白地帯解消のため、平成26年10月よりデマンドバスを運行しています。今後は運行をより利用しやすい形に随時見直しを行い、実態に合った公共交通体系を目指してまいります。

(生活環境)

他地区同様、本地区内においても年々空き家が増えてきています。高齢者の施設入所に伴い空き家となっているケースや、荷物が残っていたり、時期によって戻ってくる可能性等から簡単に貸すことができない事情があります。また、取り壊し費用や取り壊した後の底地の固定資産税の増額等、金銭面による要因も見受けられます。家屋の損傷が少なく早い段階で売買や賃貸借ができるような対策を協議し、空き家に移住や定住を促し、人口増につなげていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

(住民安全)

地区内において空き巣に入られた実例があります。人口密度が低く、かつ空き家も増えている状況において、警察のパトロールは基より、地域住民によるお互いのパトロールも必要との意見が出されました。警察や地域住民、関係団体等と連携して今後も防犯体制を堅持していく必要があります。

防災面においては、避難場所に指定された施設の非常時の鍵の保管場所を検討する必要がある、また、避難路の設定をしてはどうか等の意見が出されました。ハザードマップの活用と共に地区住民との協議の中で今後検討していく必要があります。

(景観)

本地区においては、町内でも特に自然環境が豊かであり、「桜並木をつくりみんなで楽しむ」「愛別川を在来種の魚が棲める川に戻す」「自然を活用したツアーの実施」といった意見が出されております。特に桜については町木でもあり、官民が協力し合いながら自

然環境の保全推進に努める必要があります。

(社会福祉)

施設入所によって、知らない土地で人との関わりもなく生活することは認知症も進んでしまうので、住みなれた土地の風景を眺めながら、ゆったりと老後を過ごせる施設が地区内に欲しいといった意見が出されました。こうした高齢者の共同住宅等については今後十分なニーズ調査をしていく必要があります。

(農業)

空き家の増加や、地域的に奥止まりのため、思うように農地拡大ができないといった意見が出されました。農業委員会によるあっせんや、各種制度資金、補助事業等も活用し、スムーズに売買・賃貸借できるような体制を今後とも継続してすすめてまいります。

一方、地区内における農家人口そのものが減少しており、小規模でも多くの農家が元気に働ける方法があってもいいのではないかとの意見も出されております。将来的に担い手への農地集積も視野に入れながらも、充実した農業経営ができるよう努めていきます。

他の地区同様、農作業従事者において、特に春や秋の繁忙期での人手が不足しており、人員確保について町内外を問わず体制づくりを協議していく必要があります。

鹿等による食害も多く見受けられております。有害鳥獣駆除による被害防止を推進するため、ハンターの育成や補助等を実施してまいります。

(林業)

山林の整備と利活用を進め、山を管理する体制を作り若者が働ける場を創出する必要性についての要望がありました。森林経営計画に基づく造林・保育等の森林整備事業を推進し、森林整備担い手対策や作業機械の充実等、森林所有者との連携のもと積極的に支援してまいります。

(労働)

若者の就労の場をつくる、そのためには若い人が安心して働けるよう、正規労働、社会保険、住宅等の体制整備が必要との意見が出されております。きのこ生産法人等では町内における労働者が不足しており、町外へパート従業員労働者を求めているのも現状です。

季節雇用者の通年雇用に向けた各種資格取得支援や、補助制度等の情報提供、さらには最低賃金順守の広報等を行い、安心して働き続けることのできる環境づくりをしていきます。

第3章 本町・北町・南町地区

本町・北町・南町の各地区については、公共施設や学校、商店、住宅、公共交通の拠点等によって町の中心市街地となっております。

近年は、計画的な住宅政策によって公営住宅等が増加し、人口が増えております。その一方で個人経営の商店は年々減少し、商店街の振興が課題となっております。

本計画策定に際して実施された懇談会では、主に、道路除雪や、公共交通等の生活環境や商工業の振興等の意見が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

本町地区の道道の変則交差点については、町民の要望により拡幅されましたが、依然として自動車の運転において困惑しているドライバーも多く、元の十字路の形状に戻してほしいという要望が出ております。現在、改良に向けて道と協議をしており、北町北1号道路の整備に伴い平成27年度に本町交差点に接続する時点を目標にしています。

町のメインストリートである道道下川愛別線（本町通り）の冬期間の道路の維持については、除雪回数やカット排雪の増加、流雪溝の設置等多くの要望がありました。本町の排雪組合や北海道とも十分に連携をしながらきめ細やかな除排雪体制の維持に努めてまいります。

地域公共交通については、運行時間帯やバス停等の改善要望が出されました。平成26年10月より試行的に実施している予約型のデマンドバス運行をより利用しやすい形に随時見直しを行い、実情に合った公共交通体系を目指してまいります。

(生活環境)

他地区同様、本地区内においても年々空き家や空き店舗が増えてきています。まだまだ使える住宅や店舗もあり、有効活用が課題であります。特に高齢者の施設入所に伴い空き家となっているケースが多く、物が残っていたり、時期によって戻ってくる可能性等から簡単に貸すことができない事情があります。また、取り壊し費用や取り壊した後の底地の固定資産税の増額等、金銭面による要因も見受けられます。家屋の損傷が無く早い段階で売買や賃貸借ができるような対策を協議し、空き家や空き店舗に移住や定住、新規出店等を促し、人口増、商工業振興につなげていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

(住民安全)

役場庁舎については昭和39年の建設から50年が経過し、現在の耐震基準に満たしていません。庁舎が地震によって崩壊してしまえば、災害時の対策本部として機能を果たすことができなくなります。

本計画では、庁舎の改築について、関係機関や本町地区とも十分に協議し、他施設との複合をも視野に入れたなかで検討を重ねてまいります。

(商工業)

購買人口の減少に伴い商店の廃業が相次いでおり、商店街の賑わいが年々なくなってきております。商工業者の所得減少や、必要な時に必要な品物が手に入らない買い物弱者の増加が問題となっており、本地区のみならず全地区において商店街振興に対する要望が出されております。

町としても商工業の振興は重要な施策の一つと考えており、店舗の改築費用補助や、商工会活動事業への補助、くらし応援券発行の補助等を今まで同様継続して行ってまいります。

第4章 愛別・東町地区

愛別地区については、石狩川流域に位置し、面積の大部分が農地で占められております。水田、畜産、畑作を中心とした農業が盛んで、近年は農業生産法人や組合の設立によって農作業の共同化や受託作業等も積極的に行われ、多角的な農業が展開されております。

東町地区は、愛別駅を中心として商店、学校や住宅によって市街地を形成しております。個人商店については相次ぐ廃業で現在は1店舗も無く、駅前であるにもかかわらず賑わいがなくなっており、再興が望まれています。

本計画策定に際して実施された懇談会では、主に、道路交通問題や、駅前の振興等の意見が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

本地区は旭川紋別自動車道愛別インターチェンジや小春道路を始めとして各方面へ抜ける道路交通の拠点となっております。そのため、交通量が非常に多く、大型車の通行等によって交通安全上の問題が浮上しております。今後とも継続して北海道や警察等の関係機関と協議しながら住民の安全対策を図ってまいります。

また、交通量の増加と比例してごみの散乱が問題になっており、高齢者事業団等とも連携しながら対策を実施してまいります。

冬期間の道路維持については、道道歩道の除雪回数を増やしてほしい等要望がありました。道とも十分に連携をしながらきめ細やかな除排雪体制を継続してまいります。また、間口除雪については、平成26年度から既に事業を実施しており、今後も住民の要望を踏まえ、事業の充実を図ります。

地域公共交通については、買い物弱者・交通弱者対策、また、交通空白地帯解消のため、平成26年10月よりデマンドバスを運行しています。今後は運行をより利用しやすい形に随時見直しを行い、実態に合った公共交通体系を目指してまいります。

(生活環境)

他地区同様、本地区内においても年々空き家が増えてきています。まだまだ使える住宅もあり、有効活用が課題であります。特に高齢者の施設入所に伴い空き家となっているケースが多く、荷物が残っていたり、時期によって戻ってくる可能性等から簡単に貸すことができない事情があります。また、取り壊し費用や取り壊した後の底地の固定資産税の増額等、金銭面による要因も見受けられます。家屋の損傷が無く早い段階で売買や賃貸借ができるような対策を協議し、空き家に移住や定住を促し、人口増につなげていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

(農業)

農業の担い手が年々不足しており、この状態が続くと、農村地帯の維持が困難になるとの意見が出されました。国営緊急農地再編整備事業による圃場の大型化に伴い、今後、少ない

農業人口でも効率のよい農業経営が実現できるよう、関係機関等と十分な連携を取ってすすめてまいります。

また、農産物の6次産業化や、鹿肉・熊肉の加工を行い、雇用の場の創出を、との意見が出されました。国の補助制度等を活用しながら可能性を探ってまいります。

第5章 豊里・中央地区

豊里地区については、石狩川流域に位置し、面積の大部分が農地で占められております。水田を中心とした農業が盛んで、近年はそばの作付や、病虫害防除等を中心とした農作業の共同化もすすんでおります。

中央地区についても、同様に農業が盛んで、農業生産法人が相次いで設立され、法人を核とした生産体制が確立されつつあります。また、中愛別駅を中心としてかつては商店、学校や住宅等によって市街地を形成しておりましたが、現在は、商店についても1店舗であり、かつてほどの賑わいがなくなっております。

両地区とも、きのこ生産法人が設立され、きのこ生産の分野においても共同化による効率のよい生産体系を確立しております。

本計画策定に際して実施された懇談会では、主に、道路除雪問題や、生活環境問題等の意見が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

冬期間の道路の維持については、朝の除雪の時間が遅い、雑である等の意見が出されました。今後ともパトロール体制を強化し、きめ細かな除雪体制の維持に努めてまいります。

他地区同様、高齢者や足の不自由な方々等、公共交通機関のJR駅やバス停まで歩行が困難である交通弱者が増えてきております。今後は、地区内交通も視野に入れた中で新たな公共交通の在り方について十分協議していく必要性があります。

(生活環境)

中央地区には公営住宅が4戸しかなく、地元から人が出ていかない為には、皆が安定して暮らせるように公営住宅を建ててもらいたいとの意見がありました。公営住宅建設については、町全体の住生活環境を調査したうえで慎重にすすめてまいります。

(住民安全)

14線の河川の増水により、敷地内の柳が増えて鹿が集まっているので柳の処理をしてほしいとの要望が出されました。今後とも実態を把握し、関係機関とも連携を取りながらすすめてまいります。

防災面においては、ハザードマップの中で、豊里交流館が避難場所に指定されていますが、低い位置にあり、大雨の際は避難場所が変わるのではないかという意見が出されました。最新の気象情報に目を配り、関係機関との連携を密にしながら、状況によっては、避難場所の変更も考えてまいります。

(農業)

農業の将来像について、後継者不足や、国の施策等に対して不安に思っている、との意見がありました。各種制度資金や、補助事業等も活用しながら、少ない農業人口でも効率のよい農業経営が実現できるよう、今後とも支援体制に努めてまいります。

(学校教育)

子どもの学力向上のために「塾」的な事業を実施していただきたいとの意見がありました。現在、天神クラブ等、小中学生を対象にした学力向上のための取り組みを実施しており、今後も継続して実施してまいります。

(参加・協働)

中里小学校跡地については、現在、中国人研修生の研修所として利活用されていますが、土手やグラウンドの手入れがされていない為、美観を損ね、地域が寂れて見えるとの意見が出されました。地域でのボランティア作業については高齢化が進み限界であり、行政で管理してほしいとの要望でありました。廃校施設については町の管理財産であり、今後については行政と地域が一体となった協働作業も視野に入れながら検討してまいります。

第6章 愛山地区

愛山地区については、石狩川流域に位置し、面積の大部分が農地で占められております。水田を中心とした農業が盛んで、近年は農業生産法人が設立され、米は基より、そばの栽培・加工や飼料用作物の栽培が盛んです。

市街地域である愛山町については、戦後間もなく木工業で栄えましたが、現在では工場も既に廃業しており、商店についてもJAの支所と個人商店1店があるのみとなっております。町内で最も高齢者の割合が高く、また、愛別町の中心からも10km以上離れていることから、高齢者が住み良い地域づくりに向けて官民が一体となった対策が必要になってきております。

本計画策定に際して実施された懇談会では、主に、生活環境や移住定住問題を中心に広範囲にわたる意見が出されました。それらを基に、以下、特に本地区における現状と課題、対策について分類ごとに記載します。

(道路・交通)

冬期間の道路の維持については、朝の除雪の時間が遅く通学に間に合わない、除雪の仕方が雑である等の意見が出されました。今後ともパトロール体制を強化し、きめ細やかな除排雪体制を図っていきます。また、間口除雪については、平成26年度から既に事業を実施しており、今後も住民の要望を踏まえ、事業の充実を図ります。

高齢者や足の不自由な方々等、公共交通機関のJR駅やバス停まで歩行が困難である交通弱者が増えてきております。今後は、地区内交通も視野に入れた中で新たな公共交通の在り方について十分協議していく必要性があります。

(生活環境)

他地区同様、本地区内においても年々空き家や空き事業所が増えてきています。使える住宅や事業所もあり、有効活用が課題であります。特に高齢者の施設入所に伴い空き家となっているケースが多く、荷物が残っていたり、時期によって戻ってくる可能性等から簡単に貸すことができない事情があります。また、取り壊し費用や取り壊した後の底地の固定資産税の増額等、金銭面による要因も見受けられます。家屋の損傷が無く早い段階で売買や賃貸借ができるような対策を協議し、空き家や空き事業所に移住や定住、新規開業等を促し、人口増につなげていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

(景観)

本地区は石狩川が流れ、大雪山が一望できる地域であり、この自然をもっとPRし観光客が訪れるような取り組みをしてはどうか、との意見がありました。今後とも地域や関係する団体とも協議をしながら自然環境の保全推進やPRに向けて努めてまいります。

(社会福祉)

高齢者の生きがいがづくりについての意見も出されています。公共施設を使った軽スポーツや、長年培った野菜栽培等の技術を活かし、高齢者が生き生きとした生活を送れるような支援づくりを継続していきます。

(農業)

地区の農産物を利用した加工品の開発や、空き家を利用した加工・販売場の整備等、特産振興についての意見が出されました。今後とも関係機関・団体等とも連携し、また、地域おこし協力隊の活動も活かしながら、加工品や販売体制の可能性を探ってまいります。

(企業誘致)

かつて木工で栄えた本地区は現在では木工場も廃業し、これといった企業もありません。その一方で、旧養豚団地跡に進出した畜産業や、旧愛山小学校跡地を利用した「ものづくりビレッジ」等、新たな産業も進出しております。今後も、企業進出について補助や情報提供等の支援を行います。

(参加・協働)

本地区では、平成23年度より総務省の事業であります「地域おこし協力隊」を導入し、都市部の住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に取り組み、定住・定着を図りながら、まちづくりの推進に結びつけられるよう実施しております。今後も地区の要望に応じて引き続き協力隊を導入し、任期終了後の定住に努めてまいります。